



# 添田町

## 第二期子ども・子育で

## 支援事業計画

子どもと親をみんなで支え 子育す。子育ての喜びや楽しみを実感できる 笑顔と元気があふれるまち そえだ





令和5年3月

添 田 町



## 目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の趣旨	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の策定経過	4
5. 計画期間	4
第2章 添田町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況	5
1.子どもと子育て家庭の状況と今後の展望	
2. 子育ての社会資源	18
3.第一期計画の実施状況	22
4.子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要	37
5. 添田町の子ども・子育てを取り巻く課題	48
第3章 計画の基本的な考え方	52
1. 計画の基本理念	
2. 計画の基本目標	
3. 施策の体系	
第4章 施策の展開	56
基本目標2 子どもの笑顔があふれるまちづくり	70
基本目標3 地域で子ども・子育てを支えるまちづくり	79
第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	84
1. 教育・保育提供区域の設定	84
2. 教育・保育の量の見込みと確保の内容	84
第6章 計画の推進体制	97
1. 計画の推進体制と地域の役割	97
2. 計画の進行管理	97
3. 計画推進における成果指標・目標の設定	
· 資料	100
1. 添田町子ども・子育て会議条例	
2. 添田町子ども・子育て会議の構成委員	101
3. 添田町子ども・子育て会議の開催経過	101
4. 用語解説	102

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子化の進行、人口減少と合わせて進行する高齢化により、令和42年(2060年)には、高齢化率が約4割に達すると推計されています。

少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の担い手の減少 など、個人や地域、企業に大きな影響を与えることも懸念されます。

国は、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支えようと「次世代育成支援対策推進法」が平成15年に制定されました。

また、同時期には、少子化に対応する施策の基本理念を明らかにし、少子化に対応する施策を総合的に推進するための「少子化社会対策基本法」も制定されました。

こうして始まったわが国の少子化対策は、保育環境の充実等から、国の合計特殊出生率(ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数)は、過去最低とされる平成 17 年の1.26 から平成 29 年には 1.43 と改善がみられるものの、人口を維持するために必要とされる 2.08 を大きく下回っています。その要因として、未婚化・晩婚化の進行や第1子出産年齢の上昇、共働き世帯の増加、長時間労働の慣行、子育て中の孤立感や負担感が大きいことなどが指摘されています。

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化や子育てをしやすい環境づくりが求められる中、新たな支援制度を構築するため、平成22年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年には「子ども・子育て支援法」「認定こども園法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(「子ども・子育て関連3法」)が制定されました。この「子ども・子育て関連3法」に基づいて、「子ども・子育て支援制度」が平成27年度から施行されました。

「子ども・子育て支援制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、基礎自治体である市町村が実施主体となり「施設型給付」等の給付や「地域子ども・子育て支援事業」を計画的に実施し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととなっています。

平成 28 年には「ニッポンー億総活躍プラン」が閣議決定され、少子高齢化の問題に立ち向かうこととし、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じています。

また、25歳から44歳の女性就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申し込み率も伸びることが見込まれることから、平成29年に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとしています。さらに、今後の少子高齢化対策として「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、このうち「人づくり革命」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、子どもと子育て家庭への政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとしています。

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、わが国の6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村における子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、子どもの貧困対策が強化されました。

#### 2. 計画策定の趣旨

添田町では、国の子育て支援の歩みに合わせ、子育て支援を進めてきました。

平成 17年には「添田町次世代育成支援行動計画」(前期計画)を策定後、平成 22年にはその後期計画として「添田町次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。平成 27年度から本格的に始動することとなった「子ども・子育て支援新制度」の実施に合わせて、平成 27年3月に「添田町第一期子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第一期計画」という。)を策定し、「子育ての喜びや楽しみを実感でき 子どもの笑顔があふれるまち そえだ」を基本理念に、子どもと子育て家庭への支援と子育てを支援する地域づくりの推進に努めてきました。

令和元年度に「第一期計画」が最終年度を迎えることにより、添田町の子どもや子育て家庭を取り巻く現状、これまでの進捗状況等を踏まえ、添田町における子ども・子育て支援の環境の計画的な充実を図るため、「添田町第二期子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第二期計画」という。)を策定しました。

## 3. 計画の位置づけ

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられます。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」における次世代育成支援対策の取り組みについても、一体的に策定します。さらに、貧困の状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について必要な施策を展開していくため、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」を含む計画として策定します。

また、「添田町第二期子ども・子育て支援事業計画」は、町の最上位計画である「添田町第6次総合計画」や各分野の福祉計画を横断的につなぐ「添田町地域福祉計画」等、 関連する計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していくこととします。

#### ■子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・ 子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する 計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

#### ■次世代育成支援対策推進法

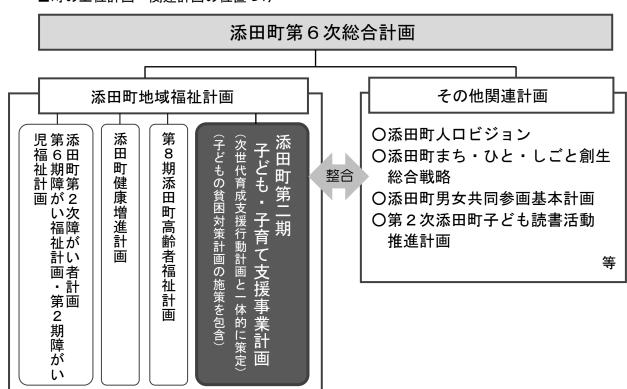
(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

#### ■子どもの貧困対策の推進に関する法律

第9条 大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案 して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村 計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

#### ■町の上位計画・関連計画の位置づけ



#### 4. 計画の策定経過

#### (1)添田町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

計画の策定資料として、町民の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的として、「添田町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を平成31年2月に実施しました。

#### (2) 子育て関係事業者アンケート調査の実施

計画の策定資料として、町の子育て関係事業者の現状と課題、今後の意向を把握するために、保育所・幼稚園にアンケート調査を平成31年2月に実施しました。

#### (3) 添田町子ども・子育て会議による審議

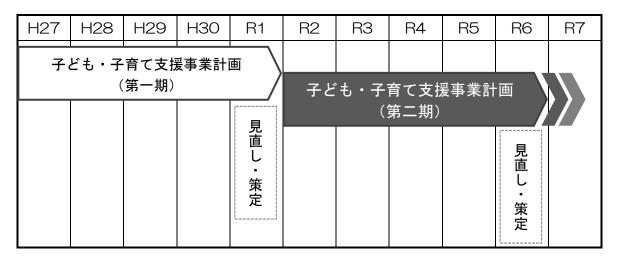
第二期計画の策定にあたっては、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく 子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づいて、子ども・子育てに関わる目標 や実施時期を示し、計画的な取り組みの推進について「添田町子ども・子育て会議」 に意見を聴きながら進めてきました。

#### (4) パブリックコメントの実施

令和元年 12 月から令和2年 1 月にかけて、第二期計画素案の立案に際して、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

## 5. 計画期間

第二期計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



## 第2章 添田町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

## 1. 子どもと子育て家庭の状況と今後の展望

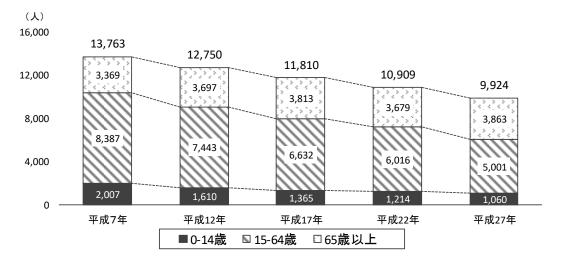
#### (1) 人口の推移及び将来推計

#### 1) 長期的な人口構造の推移

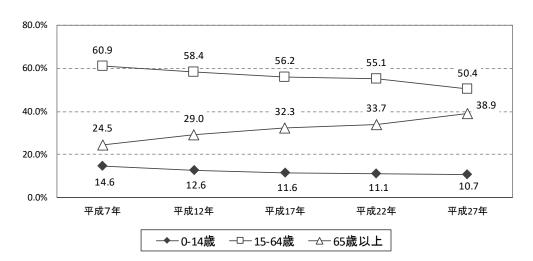
国勢調査の結果によると、本町の総人口は、平成7年の 13,763 人から平成 27年には 9,924 人となり、20年間で 3,839 人減少しています。

〇~14歳の年少人口は、平成7年の2,007人から平成27年には1,060人と947人減少しており、総人口に占める割合は、平成7年に14.6%であったものが、平成27年には10.7%となっています。また、15~64歳の生産年齢人口は、年少人口と同様に減少傾向が続いています。一方、65歳以上の高齢者人口の割合(高齢化率)は、平成27年で38.9%と増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

#### ■ 総人口・年齢3区分別人口の推移(国勢調査)



#### ■ 年齢3区分別人口割合の推移(国勢調査)



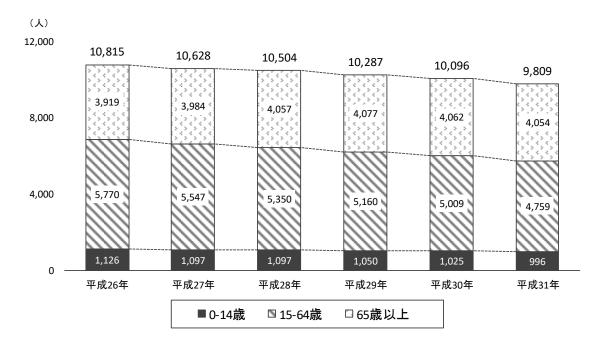
資料:国勢調査(総人口は年齢不詳含む)

#### 2) 近年の人口の推移

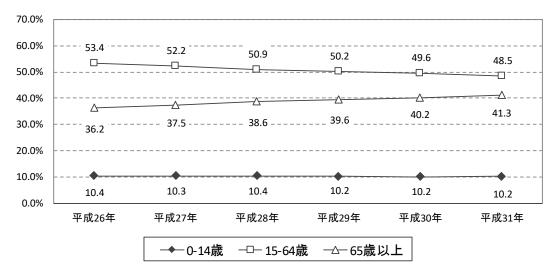
住民基本台帳から近年の人口の推移をみると、毎年 200 人程度減少しており、第一期計画策定時期にあたる平成 26 年4月1日の総人口 10,815 人から平成 31 年4月1日には 9,809 人となり、5年間で 1,006 人減少しています。

〇~14歳の年少人口は減少しており、平成31年4月1日には996人と総人口に占める割合は、10.2%となっています。また、15~64歳の生産年齢人口は、年少人口と同様に減少傾向が続いており、総人口に占める割合が、平成31年には48.5%と50%を下回るようになる一方で、65歳以上の人口割合は増加傾向が続いています。

#### ■ 総人口・年齢3区分別人口の推移(住民基本台帳)



#### ■ 年齢3区分別人口割合の推移(住民基本台帳)

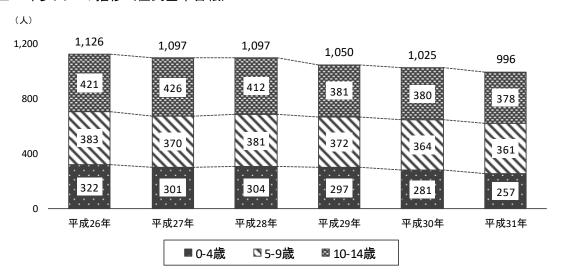


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

年少人口を年齢階層でみると、0~4歳の子どもは、平成 26 年4月1日の 322 人から平成 31 年4月1日には 257 人となり、65 人減少しています。また、平成 31 年4月1日現在で、5~9 歳では 361 人、10~14 歳の子どもは 378 人となっています。

平成 26 年から平成 31 年の増減率をみると、0~4歳では 20.2%減、5~9歳では 5.7%減、10~14歳では 10.2%減となっています。転出超過(転出数が転入数を上回る状態のこと)が続く本町においては、現在の0~4歳の年齢階層が、5年後の5~9歳、10年後の 10~14歳になった時に、さらに減少していることが想定されます。

#### ■ 年少人口の推移(住民基本台帳)



単位:人

			実	績			H26→H31
年齢	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	増減率
0歳	56	54	62	50	47	47	-16.1
1歳	56	59	55	62	49	50	-10.7
2歳	54	57	63	54	62	45	-16.7
3歳	72	59	63	70	53	65	-9.7
4歳	84	72	61	61	70	50	-40.5
5歳	69	85	77	62	63	70	1.4
6歳	71	66	86	76	63	62	-12.7
7歳	77	72	69	91	79	62	-19.5
8歳	75	75	75	67	91	77	2.7
9歳	91	72	74	76	68	90	-1.1
10歳	64	94	71	76	77	66	3.1
11歳	82	62	93	70	76	75	-8.5
12歳	102	84	63	90	73	74	-27.5
13歳	83	101	83	63	92	71	-14.5
14歳	90	85	102	82	62	92	2.2
年少人口計	1,126	1,097	1,097	1,050	1,025	996	-11.5
0-4歳	322	301	304	297	281	257	-20.2
5-9歳	383	370	381	372	364	361	-5.7
10-14歳	421	426	412	381	380	378	-10.2

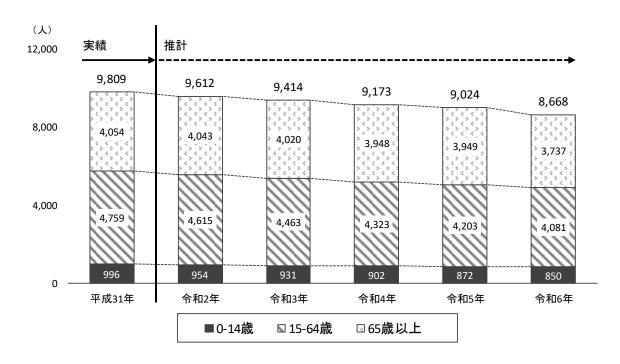
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

#### 3) 将来人口推計

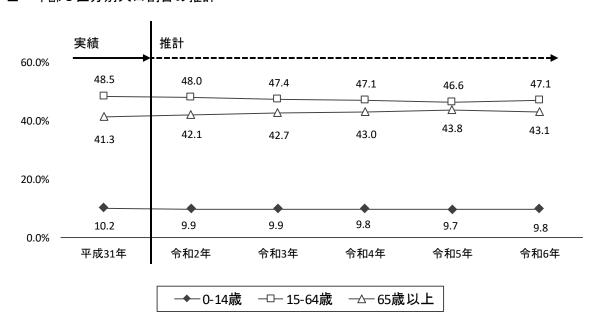
第二期計画の実施期間における添田町の人口についてコーホート法を用いて推計すると、総人口及び年齢3区分すべてにおいて、今後減少すると推計されます。

※コーホート法:過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法

#### ■ 総人口・年齢3区分別人口の推計



#### ■ 年齢3区分別人口割合の推計

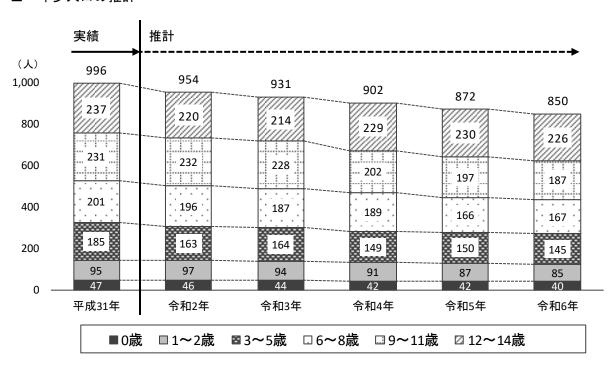


資料:平成31年は実績 令和2年以降はコーホート法による推計

第二期計画の実施期間における添田町の年少人口(O~14歳)についてコーホート法を用いて推計すると、各年齢層において減少することが見込まれています。

〇歳人口は平成 31 年の 47 人から令和6年では 40 人と 14.9%の減少が見込まれています。また、3~5歳児童の減少率が 21.6%と最も大きくなっています。

#### ■ 年少人口の推計



単位:人

		_							
	実績			推計			H31→R6		
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減率		
0歳	47	46	44	42	42	40	-14.9%		
1~2歳	95	97	94	91	87	85	-10.5%		
3~5歳	185	163	164	149	150	145	-21.6%		
6~8歳	201	196	187	189	166	167	-16.9%		
9~11歳	231	232	228	202	197	187	-19.0%		
12~14歳	237	220	214	229	230	226	-4.6%		
計	996	954	931	902	872	850	-14.7%		

資料:平成31年は実績

令和2年以降はコーホート法による推計

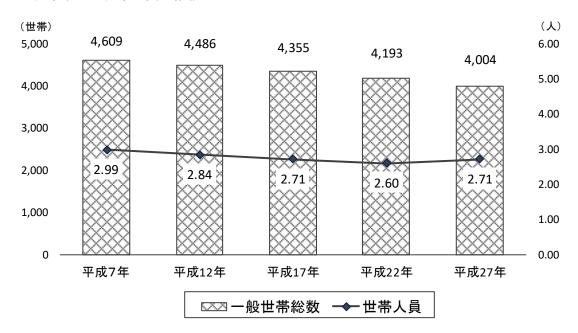
#### (2)世帯の動向

#### 1) 世帯数及び世帯人員の推移

本町の一般世帯数は、平成7年と平成27年を比較すると、4,609世帯から4,004世帯となり、605世帯減少しています。

ー世帯における世帯人員は平成7年の 2.99 人から平成 27 年の 2.71 人と少なくなっていますが、平成 27 年で前年より 0.11 人増加しています。

#### ■ 世帯数及び世帯人員の推移



#### 2) 子育て世帯の推移

6歳未満もしくは 18 歳未満の子どもがいる一般世帯は、数及び一般世帯総数に 占める割合ともに減少しています。平成7年から平成 27 年までの 20 年間で、6 歳未満の子どもがいる一般世帯の割合は 3.1 ポイント減少、18 歳未満のいる一般 世帯の割合は 12.6 ポイント減少しています。

#### ■ 6歳未満・18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯の推移

単位:世帯、%

				実績		
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数		4,609	4,486	4,355	4,193	4,004
6歳未満の	親族(子ども)のいる一般世帯	449	377	340	289	265
	世帯の割合(%)	9.7	8.4	7.8	6.9	6.6
	1人世帯	-	-	-	-	-
	2人世帯	9	5	9	8	9
	3人世帯	81	74	65	54	48
	4人世帯	114	106	127	87	92
	5人世帯	112	91	54	69	66
	6人世帯	74	51	44	31	30
	7人以上の世帯	59	50	41	40	20
18歳未満0	)親族(子ども)のいる一般世帯	1,383	1,128	929	836	695
	世帯の割合(%)	30.0	25.1	21.3	19.9	17.4
	1人世帯	-	-	-	-	-
	2人世帯	51	41	48	44	38
	3人世帯	229	205	169	178	151
	4人世帯	428	341	334	287	260
	5人世帯	345	286	188	169	142
	6人世帯	216	149	99	80	65
	7人以上の世帯	114	106	91	77	39

6歳未満の子どものいるひとり親世帯は、平成 17 年から平成 27 年までに減少していますが、6歳未満の子どものいる一般世帯に占める割合は、平成 27 年で 9.1%と増加しています。

18 歳未満の子どものいるひとり親世帯は、平成 17 年の 94 世帯から平成 27 年では 97 世帯と増加し、18 歳未満の子どものいる一般世帯に占める割合は 14.0% と増加しています。

#### ■ ひとり親世帯の推移

単位:世帯

		実績	平位. 但市
	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	4,355	4,193	4,004
6歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯	340	289	265
18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯	929	836	695
ひとり親世帯(総数)	101	117	103
総世帯数に占める割合	2.3%	2.8%	2.6%
うち6歳未満のいる世帯	27	21	24
総世帯数に占める割合	0.6%	0.5%	0.6%
6歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	7.9%	7.3%	9.1%
うち18歳未満のいる世帯	94	110	97
総世帯数に占める割合	2.2%	2.6%	2.4%
18歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	10.1%	13.2%	14.0%
母子世帯(総数)	88	100	89
総世帯数に占める割合	2.0%	2.4%	2.2%
うち6歳未満のいる世帯	26	21	24
総世帯数に占める割合	0.6%	0.5%	0.6%
6歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	7.6%	7.3%	9.1%
うち18歳未満のいる世帯	82	97	84
総世帯数に占める割合	1.9%	2.3%	2.1%
18歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	8.8%	11.6%	12.1%
父子世帯(総数)	13	17	14
総世帯数に占める割合	0.3%	0.4%	0.3%
うち6歳未満のいる世帯	1	0	0
総世帯数に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%
6歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	0.3%	0.0%	0.0%
うち18歳未満のいる世帯	12	13	13
総世帯数に占める割合	0.3%	0.3%	0.3%
18歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	1.3%	1.6%	1.9%

#### (3)人口動態等

#### 1)婚姻・離婚の動向

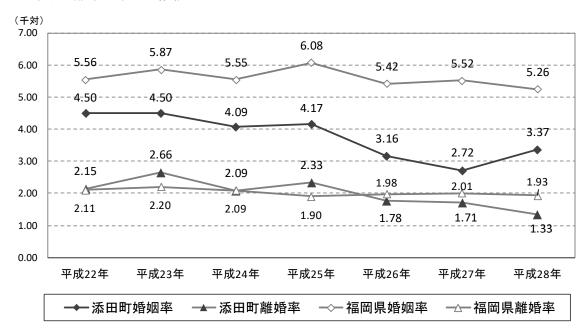
本町の婚姻件数及び婚姻率(人口千対)は、年毎に増減がみられますが、常に県の 婚姻率を下回りながら推移しています。

離婚件数は、平成 25 年以降減少傾向にあります。平成 28 年では 13 件、離婚率 1.33 と県の離婚率より 0.6 ポイント下回っています。

#### ■ 婚姻・離婚の推移

		実績							
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	
	婚姻数(件)	48	49	43	43	32	27	33	
添田	婚姻率(人口千対)	4.50	4.50	4.09	4.17	3.16	2.72	3.37	
町	離婚件数(件)	23	29	22	24	18	17	13	
	離婚率(人口千対)	2.15	2.66	2.09	2.33	1.78	1.71	1.33	
県	婚姻率(人口千対)	5.56	5.87	5.55	6.08	5.42	5.52	5.26	
示	離婚率(人口千対)	2.11	2.20	2.09	1.90	1.98	2.01	1.93	

#### ■ 婚姻・離婚(率)の推移

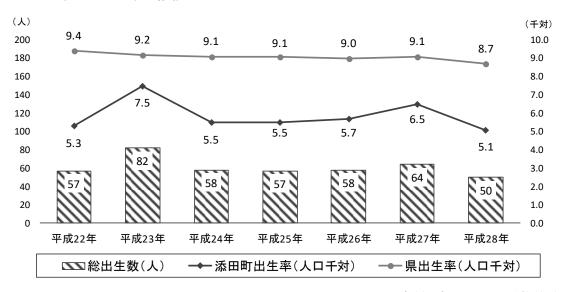


資料:福岡県人口動態統計

#### 2) 人口動態(出生・死亡/転入・転出の動き)

本町の出生の動向をみると、平成27年で64人と増加しましたが、平成28年で50人に減少しています。平成28年で出生率(人口千対)は、5.1となっています。出生率については、常に県の値を下回って推移しています。

#### ■ 出生数及び出生率の推移



資料:福岡県人口動態統計

自然動態では死亡数が出生数を上回り、社会動態では転出が転入を上回っている ため、自然動態・社会動態とも人口減少の要因となっています。

#### ■自然動態

単位:人

		実績							
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
出生数	73	56	55	58	58	67	50	46	
死亡数	186	198	177	172	190	185	195	173	
自然増減	-113	-142	-122	-114	-132	-118	-145	-127	

資料:人口動態調査(各年1月1日~12月31日)

#### ■社会動態

単位:人

		実績								
平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成						平成28年	平成29年			
転入数	290	316	280	295	282	258	310	256		
転出数	377	345	362	364	333	313	336	323		
社会増減	-87	-29	-82	-69	-51	-55	-26	-67		

資料:人口動態調査(各年1月1日~12月31日)

※転入、出生=住民票記載数

転入、死亡=住民票削除数

#### ■人口増減

単位:人

		実績							
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
人口増減	-200	-171	-204	-183	-183	-173	-171	-194	

#### 3) 昼夜人口

本町における仕事や通学による人口の移動についてみると、平成 27 年の国勢調査では、夜間人口 9,924 人に対し、仕事や通学で町内に来る人を含めた昼間の人口は 8,305 人と夜間人口に対し、1,619 人、16.3%少なくなっています。

#### ■ 昼夜間人口

単位:人

		実績					
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年		
昼間人口	11,844	10,909	9,934	9,003	8,305		
夜間人口	13,763	12,750	11,810	10,909	9,924		
昼/夜間人口比	86.1%	85.6%	84.1%	82.5%	83.7%		

#### (4) 労働人口

#### 1) 産業別就業者数

本町の産業別就業者数の構成は、第三次産業が72.4%と最も高くなっています。 女性の就業者数の構成比は、第三次産業が83.4%と男性の63.2%より、20.2 ポイント高くなっています。

男性では「建設業」「卸売業、小売業」「製造業」の順に多くなっています。女性では「医療、福祉」「卸売業、小売業」「製造業」の順に多くなっており、サービス業は1,195人と就業者総数の6割以上を占めています。

#### ■ 男女別、産業別就業者数

単位:人

		総数	男性	女性
総数		4,133	2,249	1,884
	農業、林業	293	198	95
<u> </u>	農業	265	172	93
次産	林業	28	26	2
業	漁業	2	1	1
	一次産業 計	295	199	96
=	鉱業、採石業、砂利採取業	4	4	0
次	建設業	409	347	62
産	製造業	431	277	154
業	二次産業 計	844	628	216
	電気・ガス・熱供給・水道業	21	16	5
	情報通信業	19	13	6
	運輸業、郵便業	209	186	23
	卸売業、小売業	573	296	277
	金融業、保険業	33	10	23
	不動産業、物品賃貸業	12	7	5
=	サービス業	1,954	759	1,195
三次	学術研究、専門・技術サービス業	60	47	13
産業	宿泊業、飲食サービス業	179	59	120
兼	生活関連サービス業、娯楽業	122	49	73
	教育•学習支援業	183	76	107
	医療、福祉	969	220	749
	複合サービス業	54	34	20
	サービス業(その他)	214	139	75
	公務(他に分類されるものを除く)	173	135	38
	三次産業 計	2,994	1,422	1,572
構	一次産業	7.1%	8.8%	5.1%
成	二次産業	20.4%	27.9%	11.5%
比	三次産業	72.4%	63.2%	83.4%

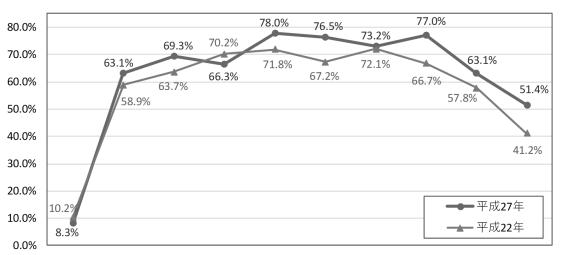
資料:国勢調査(平成27年)

#### 2) 女性の就労状況

女性の就業率は、一般的に結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという M 字カーブを描くと言われています。

平成 22 年における女性の年齢別労働力率(生産年齢に達している人口のうち、 労働力として経済活動に参加している人の比率)は、25~29歳で一旦低下し、30~34歳代になると再び上昇しており、M字カーブは緩やかでしたが、平成27年になると、30~34歳で大きく下がり、35~39歳で大きく上昇しています。30~34歳代において出産等で離職した女性が、早期に仕事に復帰していることがうかがえます。

#### ■ 女性の労働力率の推移(平成22年と平成27年の比較)

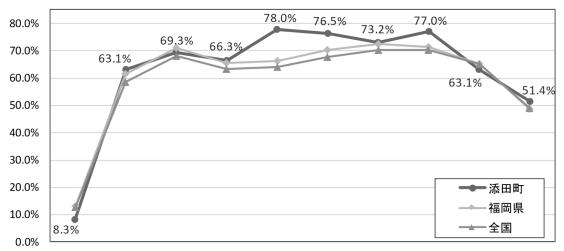


15~19歳 20~24歳 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 50~54歳 55~59歳 60~64歳

資料:国勢調査

平成27年の労働力率を、県や全国と比較すると、本町は35~44歳の労働力率が高くなっています。

#### ■ 平成27年の女性の労働力率(福岡県、全国との比較)



15~19歳 20~24歳 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 50~54歳 55~59歳 60~64歳

## 2. 子育ての社会資源

#### (1)教育・保育施設の整備状況・定員等

#### 1) 保育所・幼稚園の整備状況・定員等

添田町には、令和元年5月1日時点で、公立4園、私立2園の計6園の保育所(園)があります。

令和元年5月1日時点で、町内在住者で保育所(園)を利用している児童(町外施設含む)は229人となっています。

また、町外からの受託児童は、年々増加傾向にあり、令和元年5月1日で68人となっており、町内の保育所(園)を利用している児童は262人となっています。

#### ■ 保育所(園)の状況

単位:人

						里位:人
		平成27年 5月1日	平成28年 5月1日	平成29年 5月1日	平成30年 5月1日	令和元年 5月1日
	定員	30	30	30	30	0
ひかり保育園	在園児数	10	9	11	4	0
	入所率	33. 3%	30.0%	36. 7%	13. 3%	_
	定員	30	30	30	30	30
たから保育園	在園児数	30	28	26	29	29
	入所率	100.0%	93. 3%	86. 7%	96. 7%	96. 7%
	定員	45	45	45	45	45
くるみ保育園	在園児数	30	28	34	25	26
	入所率	66. 7%	62. 2%	75. 6%	55. 6%	57. 8%
みどり保育園	定員	45	45	45	45	45
	在園児数	16	13	16	18	21
	入所率	35. 6%	28. 9%	35. 6%	40.0%	46. 7%
	定員	90	90	90	90	50
聖光保育園	在園児数	50	45	43	41	26
	入所率	55. 6%	50.0%	47. 8%	<b>4</b> 5. 6%	52.0%
	定員	116	116	116	116	116
真木保育園	在園児数	91	95	104	96	92
	入所率	78. 4%	81. 9%	89. 7%	82. 8%	79. 3%
小計	定員	356	356	356	356	286
(町内在住者)	在園児数	227	218	234	213	194
	入所率	63. 8%	61. 2%	65. 7%	59. 8%	67. 8%
町内在住者で町外の保育所を 利用している児童数		43	50	37	44	35
保育所利用児童数	270	268	271	257	229	
※町外からの受託児童	42	44	47	55	68	
※町内の保育所を利用 児童数(町外受託児童		269	262	281	268	262

資料: 庁内資料

添田町には、令和元年5月1日時点で、私立の幼稚園が1園あります。

令和元年5月1日時点で、町内在住者で幼稚園を利用している児童(町外施設含む) は26人となっています。

また、町外からの受託児童は、令和元年5月1日で14人となっており、町内の幼稚園を利用している児童は38人となっています。

#### ■ 幼稚園の状況

単位:人

		平成27年 5月1日	平成28年 5月1日	平成29年 5月1日	平成30年 5月1日	令和元年 5月1日
	定員	140	140	140	140	140
宮城幼稚園	在園児数	29	24	30	23	24
	入所率	20. 7%	17. 1%	21.4%	16. 4%	17. 1%
	町内在住者で町外の幼稚園を 利用している児童数		2	2	1	2
幼稚園利用児童数 合計		31	26	32	24	26
※町外からの受託児童		14	14	18	12	14
※町内の幼稚園を利用 児童数(町外受託児)		43	38	48	35	38

資料: 庁内資料

#### 2) 小学校・中学校の整備状況等

令和元年5月1日現在、本町には5か所の小学校と1か所の中学校があります。 津野小学校、添田小学校や添田中学校では、年々児童・生徒数が減少しています。

#### ■ 小学校の状況

単位:学級、人

		平成27年 5月1日	平成28年 5月1日	平成29年 5月1日	平成30年 5月1日	令和元年 5月1日
津野小学校	学級数	5	5	5	4	4
净到小子仪	児童数	18	19	18	14	13
添田小学校	学級数	14	14	14	14	14
派山小子仪	児童数	307	317	301	290	274
中元寺小学校	学級数	7	7	7	8	8
中元寺小子校	児童数	48	53	50	53	51
落合小学校	学級数	7	7	6	6	6
冷ロハ子仪	児童数	30	32	33	32	31
真木小学校	学級数	7	7	7	8	8
具不小子权	児童数	46	55	57	58	58
計	学級数	40	40	39	40	40
п	児童数	449	476	459	447	427

#### ■ 中学校の状況

単位:学級、人

		平成27年 5月1日	平成28年 5月1日	平成29年 5月1日	平成30年 5月1日	令和元年 5月1日
添田中学校	学級数	11	10	10	9	11
冰田中子校	生徒数	239	218	212	206	218

資料:福岡県教育便覧

## (2) 地域の子育て環境

## 1) 子育て支援にかかわる施設等

添田町にある主な子育て支援にかかわる施設等は以下のとおりとなっています。

(令和5年4月1日時点)

区分	施設名	定員・施設機能等				
	たから保育園	定員 30 名				
	くるみ保育園	定員 45 名				
	みどり保育園	定員 45 名				
保育所(5園)	聖光保育園	定員 30 名				
	真木保育園	定員 116名				
	ひかり保育園	令和4年4月 閉園				
幼稚園(1園)	宮城幼稚園	定員 140 名				
	津野小学校の令和4年4月より休					
	添田小学校					
小学校(5校)	中元寺小学校					
	落合小学校					
	真木小学校					
中学校(1校)	添田中学校					
<b>兴</b> 李/2 李子	そえだ学童保育所					
学童保育所 (3か所)	落合学童保育所					
( אינג פ )	中元寺学童保育所					
子育て支援施設	添田町地域子育て支援センター	     地域子育て支援事業等で活用				
(1か所)	(くるみ保育園併設)	10134   日(又)及尹未守(旧用				
保健関係	子育て世代包括支援センター	   母子保健事業等で活用				
(1か所)	(親子すこやかセンター)					
児童発達支援事業所	キッズケア ひこほたる	未就学児童の通所事業   保育所等訪問支援				
そえだ(1か所)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	放課後等デイサービス				
住民利用施設	公民館・各地区公民館	交流事業等で活用				
	オークホール					
	そえだサン・スポーツランド					
屋内外施設等	そえだドーム	   子ども・親子の活動、居場所				
(6か所)	町民体育館					
	添田町立図書館・児童館					
	ふれあいの館 そえだジョイ					

## 2) 子育て支援にかかわる地域団体等

添田町で活動している主な子育て支援にかかわる地域団体等は以下のとおりとなっています。

(令和元年5月1日時点)

子育て支援・教育にかかわる団体名	主な活動内容等
添田町民生委員·児童委員協議会	児童福祉活動・見守り等
添田町社会福祉協議会	各種相談業務
添田町青少年育成町民会議	見守り・各行政イベント行事等
添田町「虹の会」	読書活動
添田町子ども会育成会連合会	各行政イベント行事等
添田町読書会	読み聞かせ等
添田町学校図書館支援スタッフの会	子どもの読書活動支援等
添田町スポーツ推進委員の会	各行政イベント行事等
添田町社会教育委員の会	見守り等
添田町社会体育協会	各行政イベント行事等
添田町婦人会	見守り等
添田町シニアパワーアップ塾	見守り・学習支援等
総合型地域スポーツクラブ「添田町元気クラブ」	各行政イベント行事等

## 3. 第一期計画の実施状況

- (1)教育・保育施設給付等、地域子ども・子育て支援事業の実施状況
  - 1)教育・保育施設給付の実施状況
  - ① 教育事業(幼稚園)【1号・2号認定】

#### ■教育事業(幼稚園)【1号・2号認定】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	48	41	39	41	42
	確保の内容	48	41	39	41	42
美	<b>尾積値</b>	31	26	32	24	26

単位:(人)

単位:(人)

#### 【実施状況】

〇幼稚園(1号・2号認定)の利用は、平成27年度当初より量の見込みを下回る 実績となっています。

#### ② 保育事業【2号認定】

#### ■保育事業【2号認定】(3~5歳)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	152	131	124	129	133
可凹框	確保の内容	162	141	134	139	143
美	<b>軽積値</b>	203	166	166	155	

<sup>※</sup>確保の内容、実績値は町外からの受け入れを含みます。

#### 【実施状況】

〇保育所(2号認定)の利用は、量の見込みを上回る実績となっていますが、提供体制は確保できています。各年度、待機児童は発生していません。

#### ③ 保育事業【3号認定】

#### ■保育事業【3号認定】(0~2歳児)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画店	量の見込み	122	126	125	122	120
計画値	確保の内容	140	143	142	139	137
身	<b>ミ績値</b>	109	119	120	98	

単位:(人)

※確保の内容、実績値は町外からの受け入れを含みます。

#### 【実施状況】

〇保育所(3号認定)の利用は、平成27年度当初より量の見込みを下回る実績となっています。平成27年度から平成29年度までは増加し、平成30年度では98人と減少しています。各年度、待機児童は発生していません。

#### 2) 地域子ども・子育て支援事業

子どもや子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて取り組む事業は、以下の13事業があります。

- 1. 利用者支援事業
- 2. 地域子育て支援拠点事業
- 3. 妊婦健康診査事業
- 4. 乳児家庭等全戸訪問事業
- 5. 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- 6. 子育て短期支援事業 (ショートステイ)
- 7. ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)
- 8. 一時預かり事業
- 9. 延長保育事業
- 10. 病児·病後児保育事業
- 11. 学童保育(放課後児童健全育成事業)
- 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ※上記のうち、次の事業は、見込量算出の対象となっていません。

#### 「12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業」

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払 うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行 事への参加に要する費用等を助成する事業

#### 「13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

#### ① 利用者支援事業

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する 妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握します。また、支援を必 要とする方が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と 協力して支援プランの策定などを行う事業です。

#### ■利用者支援事業

単位:(か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画店	量の見込み	0	0	0	0	0
計画値	確保の内容	1	1	1	1	1
美	<b>経</b> 積値	0	0	0	1	1

#### 【実施状況】

〇平成 30 年度から子育て世代包括支援センター『親子すこやかセンター』の1か 所で実施しています。

#### ② 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報提供や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

#### ■地域子育て支援拠点事業

単位:(人日、か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	152	158	156	153	150
可凹框	確保の内容	1	1	1	1	1
美	<b>ミ績値</b>	108	182	133	138	

#### 【実施状況】

○くるみ保育園内の1か所で実施しています。平成28年度では、量の見込みを上回る実績がみられましたが、平成29年度以降、量の見込みを実績が下回っています。年度によって増加または減少していますが、平成27年度から平成30年度までの計画期間では増加傾向にあります。

#### ③ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、 検査計測、保健指導等を実施する事業です。

#### ■妊婦健康診査事業

単位:(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	80	80	75	75	70
	確保の内容	80	80	75	75	70
美	<b>経</b> 積値	104	79	78	76	

#### 【実施状況】

〇実績は、平成 28 年度から量の見込みを下回っており、わずかに減少傾向にあります。

#### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が生後4か月までのすべての乳幼児を訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供を行います。また、発育発達の観察及び育児に関する指導助言を行う事業です。

#### ■乳児家庭全戸訪問事業

単位:(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	65	65	60	60	55
	確保の内容	65	65	60	60	55
美	<b>尾積値</b>	60	51	47	48	

#### 【実施状況】

○実績は、量の見込みの8割程度で推移し、わずかに減少傾向にあります。

#### ⑤ 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師・管理栄養士による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

#### ■養育支援訪問事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
4.雨店	量の見込み	2	2	2	2	2
計画値	確保の内容	2	2	2	2	2
美	<b>ミ績値</b>	1	0	2	0	

単位:(人)

単位:(人日)

#### 【実施状況】

〇平成 27 年度から平成 30 年度にかけて最大2人の児童の家庭を訪問し、養育支援を行いました。

#### ⑥ 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

保護者の疾病や仕事などにより子どもの養育が一時的に困難になった場合や、育児 不安や育児疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養 護施設等で一時的に預かる事業です。

#### 【実施状況】

〇町内には児童養護施設等はありませんが、関係施設と連携を図っています。

#### ⑦ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

一時的に保育を依頼する会員と、一時的に児童を預かる会員が登録し、育児に関して地域住民が相互援助活動を行う事業です。

#### 【実施状況】

○現在、本町では実施していません。

#### ⑧ 一時預かり事業

#### ア 預かり保育事業(幼稚園の預かり保育)

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった在園児を、幼稚園で一時的に預かる事業です。

#### ■一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
<b>社面店</b>	量の見込み	8, 847	7, 609	7, 178	7, 467	7, 728
計画値	確保の内容	8, 847	7, 609	7, 178	7, 467	7, 728
美	<b>ミ績値</b>	1, 207	552	653	513	

#### 【実施状況】

〇幼稚園における一時預かりは、平成 27 年度当初より量の見込みを実績が大きく下回って推移しています。

#### イ 一時預かり事業(保育所(園)の預かり保育)

保育所等を利用していない子どもに対して、保育所(園)で保育を行う事業です。

単位:(人日)

単位:(人)

#### ■一時預かり事業(保育所(園)の預かり保育)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	3, 340	3, 144	3, 034	3, 067	3, 090
可凹地	確保の内容	3, 340	3, 144	3, 034	3, 067	3, 090
実	<b>尾積値</b>	156	135	159	225	

#### 【実施状況】

〇保育所(園)における一時預かりは、平成27年度当初より量の見込みを実績が 大きく下回って推移しています。

#### ⑨ 延長保育事業 (時間外保育事業)

保育認定を受けた子どもの通常の利用日数及び利用時間以外に保育所(園)で保育を行う事業です。

#### ■延長保育事業(時間外保育事業)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1. 市店	量の見込み	8	7	7	7	7
計画値	確保の内容	8	7	7	7	7
美	<b>経積値</b>	6	6	4	4	

#### 【実施状況】

〇平成 27 年度当初より量の見込みを実績が下回って推移しています。年々減少傾向となっています。

#### ⑩ 病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

#### ■病児・病後児保育事業

単位:(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	1, 294	1, 218	1, 176	1, 189	1, 198
計画地	確保の内容	0	0	12	18	24
実績値					_	

#### 【実施状況】

○計画期間内における実績はありません。

#### ① 学童保育(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

#### ■学童保育(低学年(1~3年生))

単位:(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	133	138	136	127	110
計画地	確保の内容	133	138	136	127	110
美	<b></b> [積値	95	89	108	82	

#### ■学童保育(高学年(4~6年生))

単位:(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
社面店	量の見込み	118	122	112	107	111
計画値	確保の内容	118	122	112	107	111
身	<b>軽積値</b>	46	55	46	57	

#### 【実施状況】

〇平成 27 年度当初より量の見込みを実績が下回って推移しています。特に、高学年の実績が見込み量より少なくなっています。

### (2) 第一期計画の施策等の取り組み状況

第一期計画では具体的な子ども・子育て支援の取り組みについて、子どもの成長の 段階や妊娠期から出産を経て子育てをしていく段階で時機に応じた適切な取り組み を進めていくため、以下のような取り組みを進めました。

取り組み状況や課題について整理しました。

理念	基本目標	取り組みの柱
子育て		(1)子どもたちの健やかな成長
の喜び	1 子どもへの支援	(2)豊かな心と生きる力をはぐくむ
りや楽し		(3)子どもの主体的な活動を支える
子育ての喜びや楽しみを実感でき		(1)母と子の健康づくり
感でき		(2)相談・支援の推進
	2 子育て世代への支援	(3)乳幼児期の保育教育の充実
もの笑	2 丁月で世代の父族	(4)地域ぐるみの子育て支援・交流
子どもの笑顔があふれるまち		(5)子育て情報の提供・啓発
ふれるま		(6)ひとり親家庭等への支援
	3 子育て支援の地域づくり	(1)安心して子育てできるまちづくり
そえだ	3 子育て支援の地域づくり	(2)子育てへの理解と参加

#### 基本目標1)子どもへの支援

取り組みの柱	内 容
1 子どもたちの	子どもが心身ともに健やかに成長していくために、学校での教
健やかな成長	育とともに家庭教育を推進していきます。
	また、すべての子どもが適切な保育を受けられるよう障がいの
	ある子どもとその家庭に適切な支援体制を提供します。

#### 取り組み状況・課題 ○・・・計画通り進行している取り組み ●・・・課題が残る取り組み

- 中学校入学前に小学校高学年を対象に短期間のスポーツ教室を開催しています。
- 現在、住民が任意で行っている総合型地域スポーツクラブ「添田町げんきクラブ」 については、令和元年度をもって廃止予定となっています。身近な地域で様々な人 がスポーツを楽しみ、交流する機会の提供が必要です。
- 福岡県学校給食会の共催で小・中学生を対象とした「朝ごはん簡単クッキング」を 実施しました。また、食に関する講演会の開催や情報発信を行い、食育の推進を図っています。
- 少年非行等の問題に対応するため、町のスクールソーシャルワーカーや県のスクールカウンセラーの配置により、各関係機関との連携や児童生徒等の心のケアを図っています。
- いじめ・少年非行等の問題行動や不登校に対する相談体制として、スクールソーシャルワーカーによる相談、いじめ不登校対策協議会等により、いじめ等の実態把握に努めました。また、教職員の相談活動等の資質向上を図るため、県による研修を実施しています。
- いじめや少年非行等の問題行動や不登校などには多種多様な問題や要因があり、スクールカウンセラーが対応するケースも増えていますが、早期解決には至らないことがあります。支援体制の強化や関係機関との連携や相談体制の構築が必要です。

取り組みの柱	内 容
2 豊かな心と	子どもの学力向上とともに子どもの個性や興味を伸ばし、自己
生きる力を	の確立を図ります。
はぐくむ	

- 地域と学校が連携・協力し、各学校において、多様な体験活動を実施しています。
- 小学4年生の二分の一成人式、小学5年生の踏破鍛錬立志の道(英彦山山頂を目指す踏破鍛錬)、中学2年生の立志式(二十歳の自分に贈るメッセージ作文を発表する機会)など、子どもの時から自分の人生について考える機会を提供しています
- 平成25年度より実施してきた「そえだドリームプロジェクト」※については、どの事業も一定期間が経過したため、事業の検証や見直しが必要です。
  - ※「そえだドリームプロジェクト」とは、夢や希望を持てるそえだの子どもの育成を 目指し、基本的生活習慣や勤勉・忍耐力、そして志を持つという目標を掲げ、子ど もたちの将来の夢や希望に向けた頑張りを応援する取り組みのことです。

- 子どもを産み育てることや子どもと家庭の大切さを理解するため、毎年度、中学2 年生を対象に、保育所をはじめとした多種多様な職場体験学習を実施しています。
- 喫煙・飲酒や薬物等に手を出さないよう、「保護者と学ぶ規範意識育成事業」(福岡県教育委員会の事業)における薬物乱用防止をはじめ、各学校において非行防止の学習機会や情報提供、啓発活動を行っています。
- 子どもを犯罪被害から守るため、各学校における安全指導、防犯教育の実施をはじめ、防災管理課と協力し、児童下校時における防災無線による防犯意識の向上に努めています。また、各学校において交通安全教室等を実施しています。
- 地域、ボランティア、PTA等の地域住民と連携した、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施はできておらず、実施方法や開催日、開催時間等について検討していく必要があります。
- 犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもを支援するため、町の担当課、 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所などの各関係機 関と連携を図り、個別ケースに応じた相談や協議をその都度行い、対応を図ってい ます。

取り組みの柱	内 容
3 子どもの主体	子どもが日常生活の中で安全にのびのびと自立と社会性をは
的な活動を	ぐくむことができるよう、子どもが自主的に活動する環境を確保
支える	します。

- 地域・世代間交流として、津野小学校、中元寺小学校、落合小学校では保育所と地域との共催で運動会を開催しています。真木小学校では地域との共催で運動会を開催しています。
- 学童保育を利用していない子どもの居場所づくりとして、小学校5年生から中学校 2年生を対象に放課後学習の実施(英峰日進塾)や中学校3年生を対象に学習支援 (英峰塾)を実施しています。
- 子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所や地域づくりとして、公園等の整備や遊具の点検などハード面の充実とともに、子どもを見守る地域住民の協力など、ソフト面における環境の改善が必要です。
- IT に関する正しい知識を持つため、「保護者と学ぶ規範意識育成事業」(福岡県教育委員会の事業)におけるインターネットの適正利用の学習テーマをはじめ、各学校においてメディアリテラシーの育成に向けた取り組みや保護者への啓発を実施しています。

#### 基本目標2)子育て世代への支援

取り組みの柱	内 容
1 母と子の健康	母子の健康増進を図るため、妊娠期から出産・子育てにいたる
づくり	まで切れ目のない支援を実施していきます。

#### 取り組み状況・課題 ○…計画通り進行している取り組み ●…課題が残る取り組み

- 妊婦健診、乳幼児健診、訪問指導、保健指導などの母子保健事業や保護者への相談 指導等を実施しています。また、母子相談や育児教室でも個別に相談や指導を行っ ています。
- 小学校の新入学児童を対象に健康診断を実施しています。各学校においても例年健康診断を実施しています。また、疾病等の早期発見と適切な支援を図るため、妊婦健康診査の費用助成や妊娠届出時に受診勧奨を行っています。乳幼児健診対象者には、個別通知、子育てネットで受診案内・勧奨を行っています。
- 乳幼児の誤飲、転落・転倒などの事故防止のため、保育所(園)、幼稚園等での安全 対策について、情報提供や学習機会を提供しています。また、乳幼児健診時にはリ ーフレット、掲示ポスター等を使って事故防止について説明指導を行っています。
- 乳幼児健診・相談において、各乳幼児の状態に応じ、栄養・食の情報に関してのリーフレット等を提供するとともに、個別に栄養指導を実施しています。
- 〇 平成27年度より、乳幼児に加え、小中学生まで医療費の助成を拡大し、医療費の 無料化を行っています。

取り組みの柱	内 容
2 相談・支援の	子育て中の親にとって子育てに悩んだ時や子育てが困難な時
推進	に、相談でき適切な支援を受けることは重要です。妊娠期から出
	産・子育てにいたるまで切れ目のない支援を実施していきます。

- 保健師等が、生後4か月までのすべての乳幼児を訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供を行っています。また、発育・発達の観察および育児に関する指導助言を行っています。
- 地域子育て支援センター(くるみ保育園併設)において、育児サークル・ベビーサークルを実施しており、サークルのプログラムには保健師、栄養士による健康教室、健康相談等を行っています。
- 障がいのある児童を持つ保護者には、療育支援事業所等を通じた育児相談を行っています。
- 乳幼児健診における医師や保健師、栄養士による指導の充実と必要に応じて関係機関との連携による障がい児への適切な療育に努めています。
- 母子の健康づくり、相談・支援など、妊娠期から出産・子育てにいたるまで切れ目 ない支援については、計画どおり進めることができています。

取り組みの柱	内 容
3 乳幼児期の	親の就労等により保育が必要な子どもに保育を提供するだけ
保育教育の	でなく、幼児期の教育を希望する子どもについても教育の提供を
充実	行うとともに、病時期や病後の保育や理由を問わない一時預かり 等、新しい子ども・子育て支援制度のなかで、実施していきます。

#### 取り組み状況・課題 ○・・・計画通り進行している取り組み ●・・・課題が残る取り組み

- 町の実情に応じた教育保育給付、地域子ども・子育て支援事業を実施しています。
- 保育所における保育料の負担軽減を図るため、国や県の制度などを活用するととも に、町独自で保育料軽減を実施しています。
- 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱および添田町私立幼稚園奨励費補助金交付要綱に基づき、幼稚園に就園している家庭の負担軽減を実施しています。(令和元年 10月より、幼児教育無償化制度へ移行)
- 家庭における子どもの読書活動を推進するため、「第2次添田町子ども読書活動推進計画」に沿って、ブックスタート事業を実施しています。平成28年度にブックスタートの実施を1歳6か月児健診から4か月児健診に移行しました。

取り組みの柱	内 容
4 地域ぐるみの	子どもやその保護者が地域で孤立することがないよう、子ども
子育て支援・	やその保護者の交流を進めることをはじめ、地域のなかで子育て
交流	について支援する活動を推進します。

- 〇 毎月1日・20日に立ち番を実施し、登下校中の子どもたちへの声かけやあいさつ 運動を行っています。また、防災行政無線を使用し、子どもたちの下校時間を地域 に周知しています。
- 添田町図書館「虹の会」が小学校や保育所を中心にして、町立図書館等で読み聞かせを実施しています。
- 「添田町歴史的風致維持向上計画」に基づき、各小中学校において、添田町の歴史 的風致を学ぶための現地見学に対し、学芸員を派遣し、児童・生徒の意識向上を図 っています。また、添田町の歴史や歴史文化遺産に関する授業に取り組むため、テ キストを作成するとともに、各小学校に対し、学芸員による出前授業などを行って います。
- 学校教育だけでなく、地域において「英彦山こてんぐ塾」※をはじめとする、町の歴史や文化等の学習を通して、文化活動、先人の知識・技術を学び、地域への愛着心を育むことができるような事業の充実が必要です。
  - ※「英彦山こてんぐ塾」とは、子どもたちが、ボランティア活動や自然体験活動を通してふる里への郷土愛を深めるとともに、規範意識や自尊感情を高めることを目的とした活動のことです。

- 添田町青少年育成町民会議を中心に、アドベンチャー研修等、児童・生徒の夏休み 中の体験活動や町民参加事業を実施しています。
- 有害環境対策として、性や暴力等の過激な情報に子どもたちが触れることのないよう、有害図書類等販売店舗への立ち入り調査を実施しています。
- 有害図書類等販売店舗への立ち入り調査を行っていた「青少年育成指導員」は、平成30年度末をもって廃止されたため、町職員のみで実施しています。地域の中で子育てを支援していく上で、地域住民の協力が得られるよう、周知していく必要があります。

取り組みの柱	内 容
5 子育て情報の	子どもの健全な育成を図るため、子育てに必要な情報を提供し
提供・啓発	ます。

#### 取り組み状況・課題 ○…計画通り進行している取り組み ●…課題が残る取り組み

○ 広報誌やホームページ、「子育てねっとそえだ」を活用し、子育てに関する情報提供 を行っています。

取り組みの柱	内 容
6 ひとり親家庭	母子家庭・父子家庭、父母のない子等(ひとり親家庭等)は、
等への支援	生計を維持しながら一人で子育てを担う身体的・精神的負担や時
	間的制約が大きいばかりでなく、その多くは経済的に厳しい状況
	にあります。ひとり親家庭等の生活安定と子どもが健全に成長で
	きる環境を確保するため、子育て・生活支援、経済的支援、就労
	支援を進めていきます。

#### 取り組み状況・課題 ○…計画通り進行している取り組み ●…課題が残る取り組み

- ひとり親家庭に対する日常生活全般にわたる相談体制の充実や経済的支援や各種制度の周知と活用の促進を図っています。
- 〇 平成 27 年度から、小中学生においても医療費の無料化や保育所の優先入所も実施 しています。また、県の児童扶養手当、母子・寡婦福祉資金等の適切な制度利用を 促進しています。
- ひとり親家庭等の就業促進に向け、ハローワークや県のひとり親家庭等就業・自立 支援センター、ひとり親サポートセンター(飯塚ブランチ)等の関係機関と連携を 図り、ひとり親家庭の就労支援体制を強化しています。

#### 基本目標3)子育てを支援しやすい地域づくり

取り組みの柱	内 容
1 安心して子育 てできるまち づくり	子育てしやすい町を目指し、子育ての環境を向上していきます。

# 取り組み状況・課題 ○・・・計画通り進行している取り組み ●・・・課題が残る取り組み

- 朝日ヶ丘団地の建て替え事業実施に伴い、公営住宅等整備基準に準じて高齢者等配 慮対策等級3に相当する造りとなっていることから、子育てにも配慮された建設が 行われています。
- 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や関係機関・団体と連携した青色防犯パトロール活動については添田大任補導員のみとなっており、防犯対策の拡充に向け、多くの団体に協力を要請していく必要があります。
- 区長等より申請等があった道路・公園等の危険箇所は、随時 LED 型防犯灯への取り替えやカーブミラー等の取り付けを行っています。
- 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「こども 110 番の家」等の防犯ボランティア活動への参加を呼びかけています。また、児童生徒には登下校中の犯罪等に遭遇しそうになった場合の対処方法の一つとして、「こども 110 番の家」はもとより、近くの民家へ逃げるよう指導し、併せて学校から民家へ子どもの緊急避難場所となることがある旨の周知を行っています。
- 自主防災組織づくりを優先しているため、警察や防犯協会などと連携した地域ぐる みの防犯体制の充実には至っていません。また、青少年育成指導員は平成30年度 をもって廃止となっているため、地域の防犯対策のリーダーとなる人材の発掘・育 成が必要です。
- 虐待の発生予防として、乳幼児健診において多職種の連携によって虐待へのリスク に対応しています。
- 虐待の早期発見・早期対応については、妊娠届出時、全戸訪問時、乳幼児健診等の場において、親の育児不安や親子関係・養育状況から、虐待のリスクを早期に把握し、関係機関と連携し対応しています。また、乳幼児健診の未受診児家庭については、保健師による訪問指導により対応しています。身近な支援者として、民生委員児童委員と連携を図っています。
- 虐待を受けた子どもへの支援として、医療、保健、教育、警察等の関係機関によって構成された「要保護児童対策地域協議会」において、要保護児童に関する情報交換及びケース会議を開催し、支援内容に関する協議を行い、迅速かつ適切な対応を図っています。
- 育った家庭環境等に左右されず、子どもの学力、就学等が保障されるよう、町任用 講師の配置や英峰塾、英峰日進塾などで学習支援に取り組んでいます。また、就学 援助制度は、入学時・進級時などの機会に保護者へ周知し、必要に応じて個別に案 内しながら、利用促進を図っています。
- 国や県の各種助成制度について、ホームページや広報で周知しています。

内 容
町ぐるみでの子育て支援を推進するために、地域や事業者の子 でへの理解と参加を促していきます。

# 取り組み状況・課題 ○…計画通り進行している取り組み ●…課題が残る取り組み

- 住民の食育への関心を高め、理解を深めるために、母子保健事業や健康教室・講座・ イベントなどの機会において情報提供を図り、食に対する正しい普及啓発活動に取 り組んでいます。
- 働く保護者を支援するため、延長保育や一時保育等の保育サービスの充実や学童保育サービスの充実を図っています。
- 育児休業制度や女性活躍推進事業について、県や国のセミナーがある時には町のホームページや広報等で周知を図っています。

# 4. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

#### (1)調査の目的

子育て支援サービスの利用状況をはじめ、保護者の子ども・子育てに関する意向等を把握し、第二期計画の策定に資することを目的として「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を実施しました。

# (2)調査対象と方法等

# 1)調査対象

- ① 就学前児童保護者…261件
- ② 小学生児童保護者…315件

#### 2)調査方法

- ① 就学前児童保護者…保育所等での配布・回収/郵送による配布・回収
- ② 小学生児童保護者…学校における配布・回収/郵送による配布・回収
- ※ 対象となる子どもが複数いる家庭には、調査記入の負担を軽減するため、 対象家庭に1部のみの調査票を配布しました。(末子の子どもを対象)

### 3)調査期間

平成31年1月23日(水)~2月7日(木)

#### (3)回収結果

	配布数	有効回収数	回収率
① 就学前児童保護者	261 件	186件	71.3%
② 小学生児童保護者	315件	222件	70.5%
計	576件	408件	70.8%

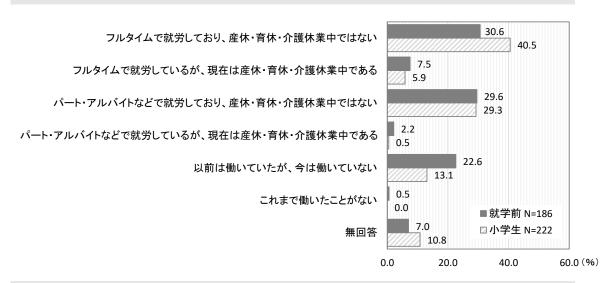
### (4)集計・分析上の注意事項

- ・集計は小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合がある。
- ・回答が複数になる場合、その回答比率の合計は原則として100%を超える。
- ・表、グラフに示す選択肢はスペースの関係で文言を簡略して表記している場合がある。

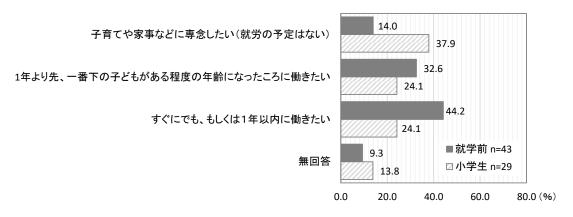
# (5) ニーズ調査の結果

- 1) 保護者の就労状況・就労意向、仕事と子育ての両立について
  - 母親の就労状況について「フルタイムで就労している(産休・育休・介護休業中含む)」が就学前児童で38.1%、小学生児童で46.4%と最も高くなっています。「以前は働いていたが、今は働いていない」が1~2割程度みられ、結婚や出産を機に離職していると推察されます。
  - 〇 現在、就労していない就学前児童の母親の 76.8%が「今後働きたい」と考えており、その就労形態は「パート・アルバイト等」が 78.8%となっています。

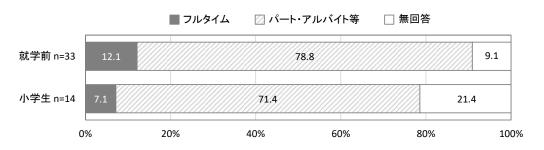
#### ■就労状況(母親)



#### ■就労意向(母親)

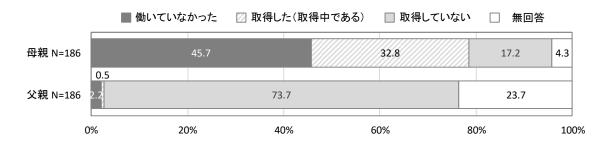


#### ■希望する就労形態(母親)

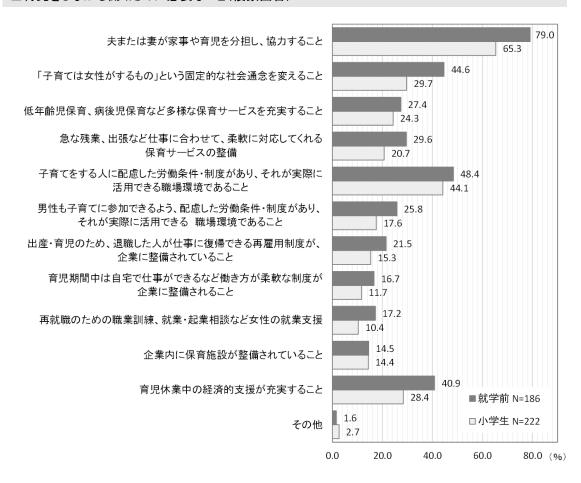


- 〇 子どもが生まれた時の育児休業制度を「取得した(取得中である)」という回答は、母親では32.8%、父親では0.5%と父親の取得は極めて低いものとなっています。
- 育児をしながら働くために必要なこととして、就学前児童、小学生児童ともに「夫または妻が家事や育児を分担し、協力すること」が最も高く、次いで「子育てをする人に配慮した労働条件・制度があり、それが実際に活用できる職場環境であること」、「子育ては女性がするものという固定的な社会通念を変えること」と続きます。家庭生活において性別による役割分担意識の解消ならびに、社会全体の労働環境の是正などが求められています。

#### ■育児休業制度の取得状況(就学前児童)



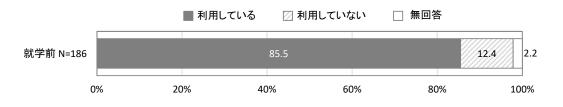
#### ■育児をしながら働くために必要なこと(複数回答)



#### 2) 教育・保育事業の利用状況

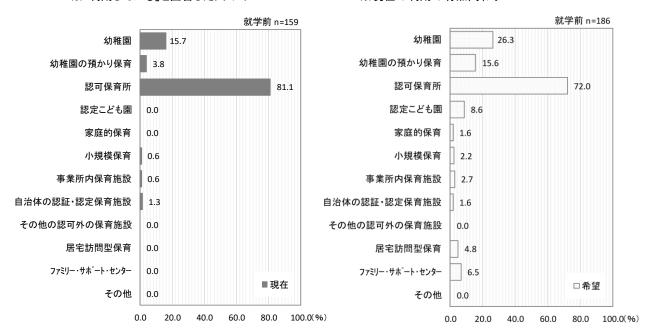
- 幼稚園や保育所(園)など、平日の定期的な教育・保育事業を利用している人は85.5%となっており、平成25年度調査結果と比較するとその割合は11.0ポイント増加しています。
- 〇 現在利用している定期的な教育・保育事業は、「認可保育所」が81.1%、「幼稚園」が15.7%と高くなっています。
- 〇 今後利用したい教育・保育事業は「認可保育所」が72.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が26.3%、「幼稚園の預かり保育」が15.6%の順に続きます。

#### ■平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無(就学前児童)



#### ■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向(就学前児童)

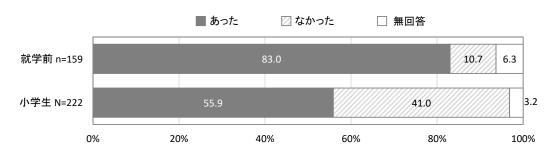
【現在利用している教育・保育事業(複数回答)】 ※「利用している」と回答した人のみ 【今後利用したい教育・保育事業(複数回答)】 ※現在の利用の有無問わず



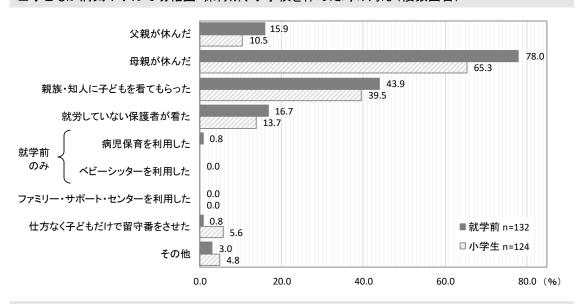
#### 3) 病児・病後児保育事業や不定期の教育・保育事業について

- ① 病児・病後児保育事業の利用状況と利用意向
  - 子どもが病気やケガで幼稚園や保育所(園)、小学校を休まなければならなかったことがあった人は、就学前児童で83.0%、小学生児童で55.9%となっています。
  - 子どもが病気やケガの際の対処方法は、就学前児童、小学生児童ともに「母親が休んだ」、「親族・知人に子どもを看てもらった」が高くなっています。小学生児童では「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が 5.6%みられます。
  - 〇 母親または父親が休んで対処した人では、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」が、就学前児童で42.0%、小学生児童で31.0%となっています。

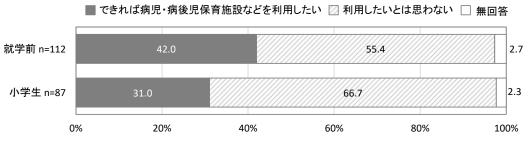
#### ■子どもが病気やケガで幼稚園・保育所、小学校を休まなければならなかったことの有無



#### ■子どもが病気やケガで幼稚園・保育所、小学校を休んだ時の対応(複数回答)



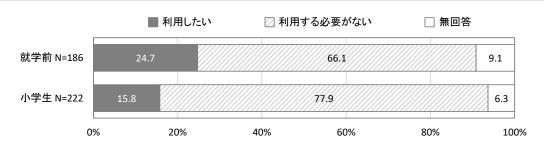
#### ■病児・病後児保育施設の利用意向(母親または父親が休んで対処したと回答した人のみ)



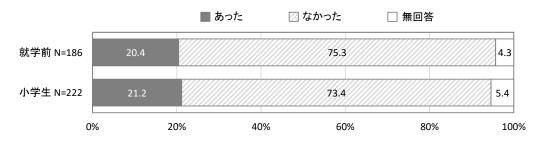
#### ② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用意向

- 不定期な一時預かり等を「利用したい」が、就学前児童で 24.7%、小学生児童で 15.8%となっています。
- 過去1年に保護者の用事により、子どもを家族以外に泊りがけで預けたことが「あった」とする回答は、就学前児童、小学生児童ともに2割程度となっています。
- 〇 子どもを親族・知人に泊りがけで預ける際の困難度は、「とても預けにくい」と「どちらかというと預けにくい」を合わせると、就学前児童で 54.8%と半数を超えています。

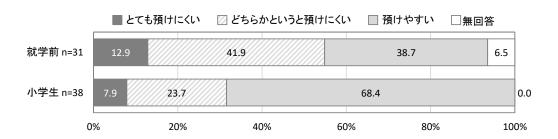
#### ■不定期な一時預かりの利用意向



#### ■保護者の用事で子どもを家族以外に泊りがけで預けた経験(過去1年)



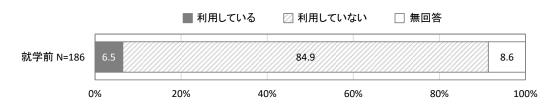
#### ■子どもを親族・知人に泊りがけで預ける際の困難度



#### 4) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の利用状況・利用意向

○ 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)を「利用している」という回答が6.5%、「利用していないが、今後利用したい」または「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」という回答が18.8%となっています。

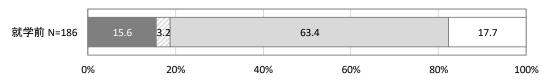
#### ■地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の利用状況(就学前児童)



#### ■地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の利用意向(就学前児童)



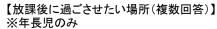
■ 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない □ 無回答



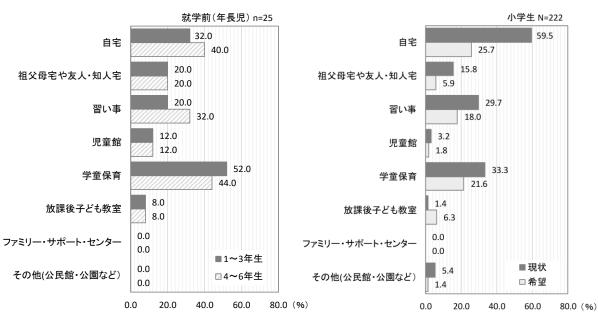
#### 5) 放課後の過ごし方、学童保育の利用について

○ 就学前児童が就学した際、放課後に過ごさせたい場所は、1~3年生のうちは「学童保育」が52.0%ある一方で、4~6年生になると44.0%まで減少しています。また、小学生児童が現在、放課後に過ごしている場所は「自宅」「学童保育」が高くなっており、希望する放課後の過ごし方も同様の傾向がみられます。

#### ■放課後の過ごし方



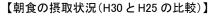
#### 【放課後の過ごし方の現状と希望(複数回答)】 ※現在の利用の有無問わず



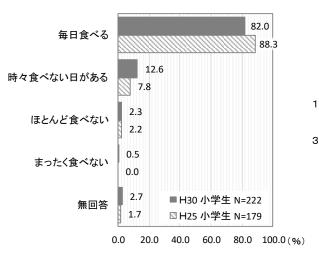
# 6) 子どもの日常生活や遊びについて

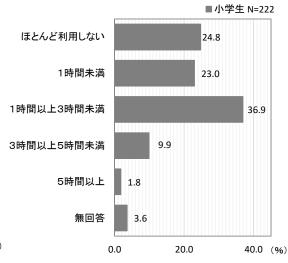
- 小学生児童の朝食の摂取状況は「毎日食べる」が82.0%と多くなっていますが、平成25年度の調査結果と比べると6.3ポイント減少しています。
- 〇 パソコンや携帯電話などの多機能端末を1日(平日)に利用している時間は、 「1時間以上3時間未満」が36.9%と最も高くなっています。また、3時間 以上という回答も1割程度みられます。
- 子どもが近所に遊び相手が「いる」と回答した人は 69.4%となっていますが、 平成 25 年度の調査結果と比べると 6.0 ポイント減少しています。
- 近くに子どもが安心して遊べる場所が「ある」と回答した人は全体で 40.1% となっています。地域別にみると、「ある」という回答は、中元寺小学校が 54.8%と最も高い一方で、添田小学校では 33.8%と中元寺小学校と比べて 21.0 ポイント低くなっています。遊べる場所については、地域によって差が みられます。

# ■子どもの日常生活

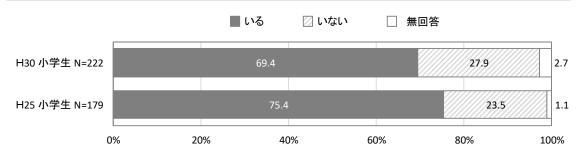


#### 【多機能端末の1日の利用時間】

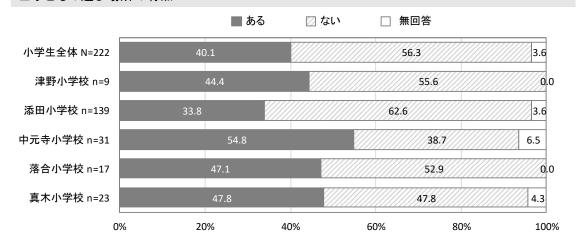




#### ■子どもの遊び相手の有無



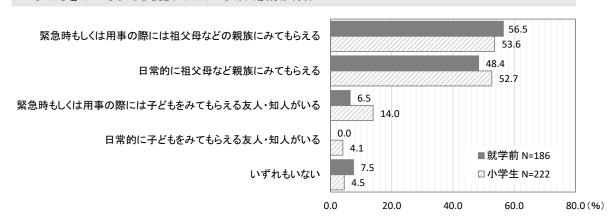
#### ■子どもの遊び場所の有無



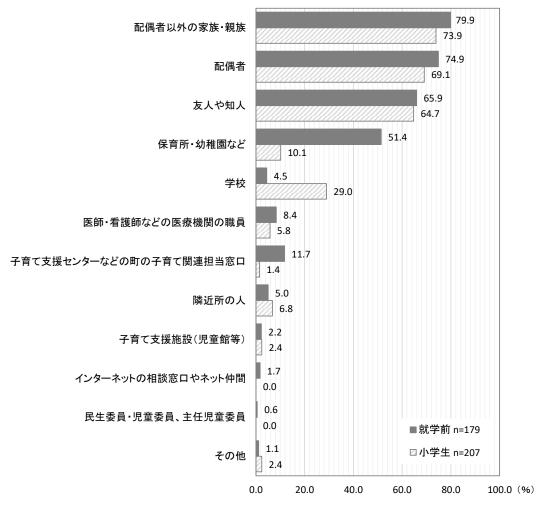
#### 7) 子育て支援全般について

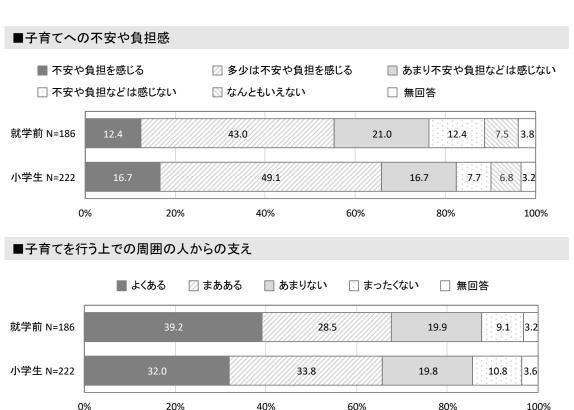
- 子どもをみてもらえる親族・知人について、緊急時または日常的に祖父母など にみてもらえる人が半数程度みられますが、「いずれもいない」という回答も わずかにみられます。
- 子育ての相談を行う人や場所は、「配偶者以外の家族・親族」「配偶者」「友人や知人」などの身近な人を相談相手とする人が多くなっている一方で、「子育て支援センターなどの町の子育て関連担当窓口」「子育て支援施設(児童館等)」「民生委員・児童委員、主任児童委員」などの専門性をもった人や場所を相談先とする人は少なくなっています。
- 子育てに「不安や負担を感じる」または「多少は不安や負担を感じる」という 回答は、就学前児童で 55.4%、小学生児童で 65.8%となっています。子育 てに対する不安感や負担を低減させるためには、家族や周囲の人の支えは重 要になりますが、周囲の人から支えてもらって子育てしていると感じている 人は6割程度に留まっています。保護者の子育てに関するや悩みは、子どもの 病気や発育・発達に関すること、経済的な負担、子どもとの関わり方などが多 く、複数の悩みが絡み合っている状況がみられます。

#### ■子どもをみてもらえる親族・知人の状況(複数回答)



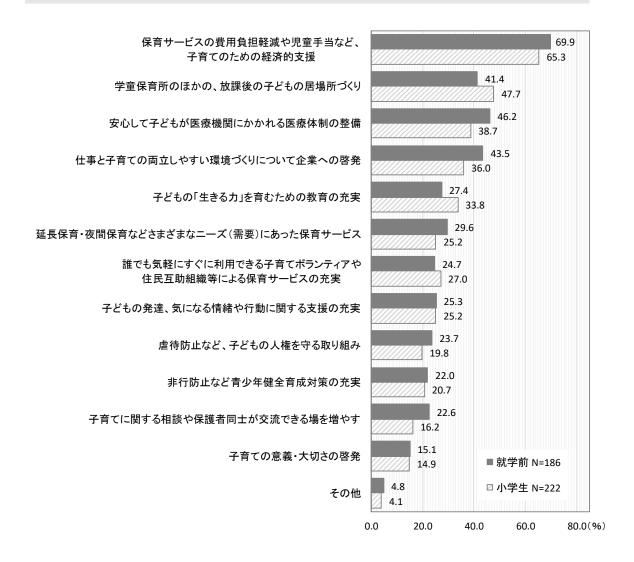
### ■子育ての相談ができる人・場所等(複数回答)





○ 子育てに関して町に期待することは「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援」「学童保育所のほかの、放課後の子どもの居場所づくり」「安心して子どもが医療機関にかかれる医療体制の整備」「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについて企業への啓発」が、就学前児童、小学生児童ともに上位にあがっています。

#### ■子育てに関して町に期待すること(複数回答)



# 5. 添田町の子ども・子育てを取り巻く課題

# (1) 子育て家庭への支援の充実

- 本町では、出生数と転入者の減少により、人口減少が続いており、今後もその傾向は続くことが見込まれています。人口減少、家族規模の縮小は、地域において子育て家庭を支える力が弱くなり、子育ての孤独感や不安を一層高めます。
- ニーズ調査から、子育てに対する不安や負担を感じている人も多く、子育てのストレスから子どもに厳しくあたってしまうことに悩む保護者も少なくありません。また、出産や子育ての孤独感や不安・負担を背景に児童虐待の発生が社会問題となっています。

課題1 出産や子育でに関する孤独感や不安・負担の解消に向け、妊娠、出産、 子育で期に至るまで、切れ目のない支援体制の充実が必要です。

- 女性の就業率は平成 22 年から平成 27 年にかけて上昇し、働く女性ならびに 共働き世帯も増加していることがわかります。また、ニーズ調査からも、就労し ているまたは就労意向のある母親が増えており、保育ニーズの増加が予測され ます。
- ・ ニーズ調査から、育児休業制度を取得した父親は 0.5%と極めて低くなっています。 育児をしながら働くために必要なことは、家庭生活における性別役割分担意識の解消はもちろん、職場の労働条件・制度の整備や利用促進に向けた企業への普及・啓発などが求められています。

課題2 各家庭の生活環境やニーズに対応した教育·保育事業の充実とともに、 仕事と子育ての両立支援に向けた環境づくりと啓発が必要です。

- ニーズ調査から、多くの子育て世帯が経済的な負担や不安を抱えていることがわかります。また、ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立の難しさや男女間の賃金格差など、生活困窮に陥りやすい家庭環境にあります。本町でも、6歳未満の子どもがいるひとり親世帯が一般世帯数に占める割合が増加していることから、教育・保育事業、就学に係る費用の負担軽減などがより一層求められると考えられます。
  - 課題3 子育て家庭の経済的な負担の軽減に関する取り組みの充実が必要です。 また、ひとり親家庭の生活安定に向け、子育て・生活支援、経済的支援、就労支援の取り組みを周知し、充実していくことが必要です。

- 子育て支援センターは、子育ての相談・支援の中核となる機関です。利用実績や ニーズ調査では、子育て支援センターの利用は少なくなっていますが、今後の利 用意向が現状の利用状況よりも多くなっています。
- ニーズ調査から、子育ての相談先は家族や友人・知人など身近な人とする人が多くなっている一方で、町の子育て関連担当窓口や子育て支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員などの、専門的な相談機関・団体に相談する人は少ない状況です。
  - 課題4 子育て支援センターの周知や活動内容の充実が必要です。また、困った時に気軽に相談できる相談窓口の周知と専門的な相談支援体制の充実が必要です。
- 子どもの病気やケガの時に保育所や幼稚園を休まなければならなかったことがあった人は約8割で、その場合は、母親が仕事を休むことで対処しています。また、病児・病後児保育施設を利用したいと思う就学前児童の保護者は4割みられますが、町内や近隣の自治体で病児・病後児保育を利用できる施設はありません。
- 不定期な一時預かりを利用したい人は、就学前児童で2割程度となっています。 また、泊りがけで子どもを預けた経験があった人は2割程度となっています。その際、親族や知人に預けにくいと感じている就学前児童の保護者は半数を超えており、一時預かりの需要はあると考えられます。
  - 課題5 日常的、緊急時に子どもを預けられない家庭やひとり親家庭など、周囲のサポートが得られない家庭に対して、公的なサービスによる一時預かりや宿泊を伴う預かり事業等について、提供体制の整備・確保策を検討する必要があります。

# (2) 子どもの健やかな成長への支援の充実

• いじめや少年非行等の問題行動や不登校などには多種多様な問題があり、スクールカウンセラーが対応するケースが増えていますが、人材不足もあり、早期解決に至らないこともあります。

課題6 保育所・幼稚園や学校教育における人材の確保や教職員の相談活動等の資質向上を図る研修の充実が必要です。

- 食育に関する講演会の開催や情報発信など、食の大切さを学ぶ機会を提供しています。ニーズ調査では、毎朝、朝食を摂取している小学生児童の割合が、5年前と比べて減少しています。
- スマートフォンの普及などから、SNS などの利用が増加しており、インターネットなどの利用に関する正しい知識を持つため、各学校において子どもとその保護者に向けた学習機会や情報提供を行っています。ニーズ調査では、小学生児童の約7割がパソコンやスマートフォンなどの多機能端末を利用しています。

課題7 望ましい食習慣やインターネットを正しく活用できる力を身につける よう、家庭教育の重要性について啓発を充実させることが必要です。

- エーズ調査では、近くに子どもが安心して遊べる場所があると回答した人は約4割となっていますが、地域によって差がみられます。また、町に期待することとして、「学童保育所のほかの、放課後の子どもの居場所づくり」が多く求められています。
- 地域と学校が協働しながら、スポーツを通して地域・世代間交流を図っています。 住民主体で活動していた総合型地域スポーツクラブ「添田町げんきクラブ」が廃止となるため、地域・世代間交流の機会が減ってしまうことが懸念されます。

課題8 地域における自然体験、文化活動、スポーツ活動などの機会を提供し、 子どもの自立性と社会性を育むとともに、地域・世代間交流により、 子どもの笑い声が響く、活気のあるコミュニティづくりが必要です。

# (3) 安心して子育てできる地域づくり

- ・ 共働き等の増加により、学童保育を利用したいという保護者も多くなっています。町では、学童保育を利用していない子どもの居場所づくりとして、地域の協力により、学習支援を実施しています。ニーズ調査では、学童保育以外にも子どもが安心して過ごせる居場所の確保が求められています。
  - 課題9 学童保育の事業内容の充実や子どもの成長に適した空間・環境づくりが必要です。放課後子ども教室の普及や既存事業の周知を図り、子どもが安心して過ごせる居場所づくりに向けた取り組みが必要です。
- 近年、子どもを巻き込んだ事故や犯罪が多く発生しており、保護者の子どもに対する安全確保に向けた意識が高まっていると考えられます。学校付近や通学路等において見守りを行う青色防犯パトロール活動を行うのは一部の地域のみとなっており、地域全体での見守り体制の強化は喫緊の課題と言えます。
  - 課題 10 防犯活動や登下校の見守り活動など、ソフト面における子どもの安全 確保の充実とともに、道路や公園等の整備や遊具の点検などのハード 面における環境改善に努め、安心・安全に過ごせる地域づくりを進め ていく必要があります。
- ニーズ調査から、子育てに関する情報の入手先は、主に親族や隣近所の人、知人・ 友人、保育所・幼稚園、学校などが多くなっています。町の広報誌などを利用する人は少ない状況ですが、「子育てねっとそえだ」は多くの人に利用されています。
- 子育てに関する必要な情報は、「子どもが病気の時の対処法」や「医療や医療機関」「公園や遊び場」が多くなっています。
- ニーズ調査から、子育てに関するサークルなどの自主的な活動に参加している保護者は、就学前児童で9.7%、小学生児童で4.1%と低く、半数以上が「今後参加するつもりはない」と回答しています。子育て支援センターで行うサークル活動や自主的な子育でサークルは、保護者同士がお互いの悩みや不安を相談したり、子育でに関する専門的な情報を取得できる機会となりますが、このことが十分に認知されていない可能性もあります。
  - 課題 11 保護者が必要とする子育でに関する情報を把握するとともに、誰でも取得しやすい情報提供の充実が必要です。また、自主的なサークル活動の育成支援や子育で支援センターが行うサークル活動の内容をわかりやすく紹介するなど、子どもとその保護者が地域と積極的に関わっていけるような、情報提供を図る必要があります。

# 第3章 計画の基本的な考え方

# 1. 計画の基本理念

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、社会や経済の環境の変化により もたらされた子育て家庭をめぐる状況は厳しく、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命 をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。

子育てとは、親自身も周囲の人々の支援を受けながら、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、子どもとともに成長していくという大きな喜びや生きがいを もたらす尊い営みのことです。

子育ての第一義的な責任が父母その他の保護者にあることはもちろんですが、地域 や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通 して、保護者が子どもと向き合える環境を整え、子どもと保護者の成長を支える社会 づくりの実現は、地域・社会全体の責務でもあります。

添田町では、"子どもは、社会の希望、未来をつくるかけがえのない存在であり、一人ひとりが愛され、生命が大切にされ、心身ともに生き生きと健やかに育ち、主体的に考え、判断し、行動できる力、感動できる心をもつことは、親のみならず、町民すべての願い"という考えの下、子ども・子育て支援を推進してきました。

これからもこの考えは普遍的なものとしつつ、さらに、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め支援し、子どもの心豊かな育ちと併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちを目指します。

第一期計画の基本理念「子育ての喜びや楽しみを実感でき 子どもの笑顔があふれるまち そえだ」を継承しながら、社会全体で子育ち・子育て・親育ちを支えるまちを目指す観点を踏まえ、第二期計画の基本理念を以下のように設定します。

添田町第二期子ども・子育て支援事業計画 基本理念

# 2. 計画の基本目標

子どもたち一人ひとりが尊重され、お互いに認め合い、自らの考えに基づいていきいきと活動し、生きる力を身につけていくためには、幼い頃から豊かで温かい環境の中で、のびのびと活動し、学んでいくことがとても重要です。同時に、子育て中の親の不安を解消し、安心して子どもを生み育てていくことができるように、地域や社会全体で子育てを支える環境づくりと意識を育むことも大切です。

「添田町第5次総合計画 後期基本計画」と「添田町第一期子ども・子育て支援事業計画」の取り組みを踏まえながら、計画の基本目標を掲げ、子ども・子育て支援を進めていきます。

# 基本目標 1 子育ち・子育てを実感できるまちづくり ~*子育て家庭への支援の充実*~

人口減少と家族規模の縮小、地域のつながりの希薄化により、子育てや育児に関する知識や技術の伝承、支援や協力が得られにくくなっています。その結果、悩みや不安を抱えながら子育てを行わなければならず、子育てに対する負担感や孤独感を背景に児童虐待などの社会問題が起きています。子育てが負担とならないよう、妊娠から出産、子育て期に至るまで、子どもと親が心身ともに健康的に生活できるよう支援します。

仕事と子育ての両立が困難であることから、子どもを生むことまたは働くことをあ きらめる女性も少なくありません。仕事と子育ての両立を希望する人々を支援する環 境の整備と周知に向けて取り組みます。

また、ひとり親家庭や生活困窮家庭、障がいのある子どもがいる家庭など、特別な配慮が必要な家庭は、地域との関わりが少なく、社会から孤立してしまうことがあるため、行政と関係機関・団体等との連携を強化し、子どもへの支援と親の自立に向けた支援に取り組みます。

# 基本目標2 子どもの笑顔があふれるまちづくり

~子どもへの支援の充実~

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期に出会う人々や生活環境は子どもの発達に大きく影響していくこととなります。乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を支援します。

また、小学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心 身の成長も著しい時期です。学校教育の充実とともに、遊びや様々な自然体験・交流 活動のための十分な機会を提供し、子どもの健全育成を支援します。

いじめや不登校、ひきこもり等の心の問題に対応する関係機関との連携を強化し、 取り組みを推進します。

# 

地域のつながりや支え合いが希薄化する中、子育て中の保護者が、子育てに喜びや生きがいを感じるようになるには、地域及び社会全体が、子どもと子育て家庭の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じてつながりを持ち続けることが大切です。また、子どもから高齢者まで、町で生活しているすべての人々が地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。

子ども会活動や地域行事等の活性化などをはじめ、地域の人々も子どもの活動支援 や見守りに参加することで、「地域の子は地域で育てる」という意識の向上を図り、地 域全体で子育てを支えるまちづくりを推進します。

また、子どもや子育て世帯が地域で安心・安全に生活できるよう生活環境の整備や 公園、道路環境の整備を推進します。

# 3. 施策の体系

基本理念 基本目標 基本施策 1. 奸娠・出産・育児の切れ目のない支援 子どもと親をみんなで支え 基本目標1 2. 子育て相談支援・情報提供の充実 子育ち・子育て 3. 乳幼児期の教育・保育サービスの充実 を実感できる まちづくり 4. 児童虐待防止など要支援児童対策 ~子育て家庭への 支援の充実~ 5. 特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援 笑顔と元気があふれるまち そえだ 6. 子育てと仕事の両立支援 子育ち・子育ての喜びや楽しみを実感できる 基本目標2 1. 子どもたちの心身の健康づくり 子どもの笑顔が あふれる 2. 豊かな心と生きる力を育む教育の充実 まちづくり 3. 子どもの育ちを支援する活動の場の充実 ~子どもへの支援 の充実~ 4. 子どもの人権を守る環境づくり 基本目標3 地域で子ども・ 1. 地域ぐるみで行う子ども・子育て支援 子育てを支える まちづくり 2. 安心して子育てできる生活環境の整備 ~地域の子育て 環境の充実~

# 第4章 施策の展開

# 基本目標 1 子育ち・子育てを実感できるまちづくり ~*子育て家庭への支援の充実*~

# 基本施策 1

妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

妊娠・出産から乳幼児、学齢期へと母子がともに健やかに育つために、妊婦健診、乳幼児健診、訪問指導、保健指導などの母子保健事業を実施するとともに、子育て支援の相談助言体制の充実を図り、保護者が安心して子育てを行うことができる環境づくりに努めます。

また、乳幼児の病気や事故等の予防、医療費負担の軽減など、あらゆる不安を払拭するための支援に取り組みます。

# ■具体的な取り組み ■

# 1. 母子保健事業の充実

- 正しい生活習慣について情報提供を行い、妊娠中の異常に関して予防するとともに、重症化を防ぎます。
- 育児相談や訪問指導により、妊娠・出産の時期における母子と家族の健康を社会 的、精神的側面から支援していきます。
- 妊娠中の喫煙・飲酒などは、妊娠合併症のリスクを高めるだけでなく、胎児にも悪 影響を与えることから、母子健康手帳交付等で禁煙の助言や情報提供を行います。

#### 2. 乳幼児健診等の場を活用した相談指導等の充実

- 親の育児不安の解消等を図るため、また、乳幼児の健全育成のため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施します。
- 個々に関わる時間を増やすため、母子相談や育児教室でも個別に相談や指導を行います。
- 低出生体重児の要因となる妊婦の喫煙・栄養状態や痩せ・飲酒等を母子健康手帳 交付時の妊婦アンケートで把握し、保健指導を行い、健やかな出産ができるよう 支援します。
- 保護者に対して、乳幼児が食生活と生活リズムを身につけられるように保健指導を行い、健やかに成長できるように支援します。

#### 3. 妊産婦や乳幼児に対する栄養指導

- 乳幼児健診・相談において、各乳幼児の状態に応じ、栄養・食の情報に関しての リーフレット等を提供するとともに、個別に栄養指導を実施します。
- 妊婦に対しての栄養指導は、受診している病院の母親学級で実施し、乳幼児期は 健診や教室(サークル等)で栄養指導を実施します。
- 低出生体重児を予防するため妊娠期の適正体重について保健指導を行います。

#### 4. 疾病等の早期発見と適切な支援の推進

- 妊婦健診・乳幼児健診や学校の健康診断等の充実により、疾病等の早期発見と適切な支援を推進します。
- 妊婦健康診査の費用助成(14回)や妊娠届出時に受診勧奨を行います。
- 乳幼児健診対象者に個別通知、「子育てねっとそえだ」受診案内・勧奨を行います。

#### 5. 乳幼児の事故等の予防

- 子どもの誤飲、転落・転倒、やけど等の事故防止について、家庭や乳幼児・児童と関わる施設の関係者に対し、あらゆる機会を利用して、情報提供や学習機会を提供します。
- 乳幼児健診時にはリーフレット、掲示ポスターなどを使って事故防止について説明指導を行います。
- 育児サークルなどで小児の救命救急の講習などを取り入れます。

#### 6. 乳幼児医療費の助成

● 「子ども医療費支給制度」により、医療費を助成することで、子育て家庭の医療 費負担の軽減を図ります。



# ┃主な事業┃

No	事業名等	内容	担当課
1	母子健康手帳交付	妊娠届け出時に母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診 票を交付するとともに保健指導を行う。	保健福祉 環境課
2	妊婦健康診査 妊産婦訪問指導	妊婦の健康管理の充実及び妊娠、出産に関する経済的負担の軽減を図るため、14回分の妊婦健康診査に必要な経費の補助を行う。また、検診結果から必要に応じて訪問指導も行う。	保健福祉 環境課
3	未熟児等ハイリス ク児の出生の予防	母子健康手帳交付時の妊婦アンケートで生活状況を把握 し、保健指導を行う。	保健福祉 環境課
4	乳幼児健診	4 か月、7か月、12 か月児を対象に、身体測定、小児科診察、発達検査、栄養指導、保健指導、歯科指導を実施する。	保健福祉 環境課
5	1歳半児健診	1 歳半児を対象に、身体測定、小児科診察、歯科診察、 発達検査、栄養指導、保健指導、歯科指導を実施する。	保健福祉 環境課
6	3 歳児健診	3歳児を対象に、身体測定、小児科診察、歯科診察、発達検査、栄養指導、保健指導、歯科指導、視聴覚検査、 尿検査、心理相談を実施する。	保健福祉環境課
7	親子健康教室	乳幼児の育児実習や栄養指導を行い、育児不安を解消し 正しい知識を普及させる。	保健福祉 環境課
8	新生児・乳幼児訪 問指導	未熟児、低出生体重児、新生児、乳幼児に対して家庭の 状況に合った具体的な指導助言を行う。	保健福祉 環境課
9	すくすく教室 (発達相談)	乳幼児健診や家庭訪問、保護者からの相談により精神運動発達面で経過を見る必要のある児や、養育環境に問題がある場合に適正な指導や親子関係の調整を行う。	保健福祉 環境課
10	離乳食教室	初期・中期の離乳食について、管理栄養士の指導のもと、実際に離乳食を作りながら、食に関する知識を普及させる。	保健福祉環境課
11	子ども医療費支給 制度	O歳から中学校3年生までを対象に、医療機関で診療を 受けた場合、保険適用の診療について自己負担を助成す る制度。	住民課

# 基本施策 2

# 子育て相談支援・情報提供の充実

妊娠期から出産・子育てに至るまで、子育てに悩んだ時や困難な時に、相談でき、かつ適切な支援を受けられるよう、各種相談窓口について周知するとともに、多様な相談に応じられるよう、職員の専門性を高め、相談体制の充実を図ります。

また、子育てに関する必要な情報が広く行き届くよう、情報発信の工夫に努めます。

#### ▋具体的な取り組み▮

#### 1. 身近な地域における相談助言体制の充実

- 地域において子どもと親がいつでも気軽に相談したり、子育てに関する情報を交換したりできるよう、児童館、子育て支援センター、保育所・幼稚園など、子育て中の家庭にとって身近な機関に働きかけていきます。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・助言体制の充実を図ります。

# 2. 子育て世代包括支援センターにおける相談支援体制の充実

- 平成 30 年度から、子育て世代包括支援センター(名称:親子すこやかセンター) を設置しており、町の広報などを活用して、周知を図ります。
- 地域における多様な子育で支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、利用援助等を行います。
- 専門的な見地から相談支援等を実施し、必要に応じて、子育て支援機関や医療機関など関係機関と連携し、切れ目のない支援を提供します。

#### 3. 乳幼児のいる家庭への訪問、指導、情報提供の実施

● 保健師等が、未熟児、低出生体重児、新生児、乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供、発育・発達相談および育児に関する指導助言を行います。

### 4. 子育て家庭の居場所づくりの充実

- 乳幼児と親が自由に集い、子育て中の親がいつでも気軽に相談したり、子育てに関する情報を交換したりできる場となるよう、マタニティサークル・ベビーサークル・育児サークルを実施していきます。
- 町民の自主的な子育てサークル等の立ち上げや運営を支援し、保護者同士の交流 の場を設けます。
- 就労している母親や父親も参加できるよう、開催日や時間帯、活動内容の充実についても検討していきます。

#### 5. 障がい児の療育相談の強化

● 障がいに関する相談や情報提供を充実させ、療育支援事業等を通じた保護者の相談体制の強化を図ります。

# 6. 「子育てねっとそえだ」を活用した子育て支援サービスの情報提供

● 「子育てねっとそえだ」を活用し、妊産婦期から中学生期までの子育てに関する あらゆる情報を的確かつ迅速に提供するとともに、利用促進と内容の充実に努め ます。

#### 7. 子育ての素晴らしさについての啓発・広報

● 町の広報誌やホームページ等を活用して、子育ての素晴らしさについての啓発に 取り組みます。



# 主な事業

No	事業名等	内容	担当課
1	子育て世代包括 支援センター	妊産婦及び乳幼児の実状把握や妊娠・出産・育児に関する相談ならびに情報提供を行う。また、必要に応じて妊産婦等に対する支援プランの策定や保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う。	保健福祉環境課
2	新生児訪問	生後 28 日以内の新生児のいる家庭を保健師が訪問し、 具体的な指導助言、育児の相談などを行う。	保健福祉 環境課
3	こんにちは赤ちゃ ん訪問(乳児家庭 全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問し、具体的な指導助言、育児の相談などを行う。	保健福祉環境課
4	未熟児訪問	2,500g未満で生まれた乳児のいる家庭を保健師が訪問し、具体的な指導助言、育児の相談を行う。	保健福祉 環境課
5	マタニティサークル	助産師、保健師、保育士による相談やアドバイス、アロマッサージを行う。	子育て支援 センター
6	ベビーサークル	生後6か月までの乳児と母親を対象に、ベビーマッサージや育児相談などを行う。	子育て支援 センター
7	育児サークル 「おんぶに抱っこ」	保育士、保健師による子育ての相談やアドバイスを行う。	子育て支援 センター
8	育児サークル 「めだかっこ」	保育士による子育ての相談やアドバイスを行う。	子育て支援 センター
9	子育て学級事業	子育て支援サークルの場を利用し、小物づくりや講演会 を実施する。	教育委員会 (社会教育課)
10	子育てマルシェ (子育て支援セン ター)	子育て支援センター事業の一環として、年1回、子育て中の父母等を対象に相談や講演、リラックスできる場の提供を実施する。	保健福祉環境課
11	子育てねっとそえ だの運用	ICTを利用して妊婦や子育て中の家庭に対する情報発信を行うとともに、妊娠時から小中学校までの子どもの健康情報を集積し、子育て支援に関わる主体間で連携して活用する事業(システム)を運用する。	保健福祉環境課

# 基本施策3

# 乳幼児期の教育・保育サービスの充実

共働き世帯の増加、就労形態が多様化する中、令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始され、保護者の働き方や幼児教育・保育への関心から、教育・保育ニーズはさらに高まると考えられます。教育・保育ニーズへの対応として、今後も教育・保育施設における教育・保育の質の向上とともに、保育士等の人材の確保に努め、就学前児童の教育・保育内容の充実を図ります。

また、子どもの育ちに応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供を行い、親と子の育ちを支援していきます。

### ▋具体的な取り組み ▮

### 1. 教育・保育サービスの充実

- 町の実情に応じた教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の実施により、 教育・保育サービスの充実を図ります。
- 保育や看護ケアを行う病児・病後児保育事業、一時預かり、緊急時の保育サービスの実施について、検討します。

# 2. 教育・保育サービスの質の確保

- サービス評価制度の活用により、保育サービスの質の確保を図ります。
- 教育・保育施設の交流や教職員の研修等を行い、質の高い教育・保育を目指します。
- 保育士の処遇改善や新規資格取得支援、就業継続支援、離職者の再就職支援など、 保育人材の確保に努めます。

# 3. 教育・保育料の負担軽減

● 子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、国や県の活用できる制度などを活用するとともに、町独自の保育料の軽減を行います。



### 4. 家庭教育への支援の充実

- 乳幼児健診や就学時健診等の保護者が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に 応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。
- 乳幼児健診は子どもの年月齢別に実施し、その時期に応じたしつけなどについて 助言を行います。
- 図書館では「第2次添田町子ども読書活動推進計画」に沿った乳幼児の読書活動 推進のため、ブックスタート事業を実施します。
- 4か月健診時に絵本を提供し、赤ちゃんと保護者が絵本を通じて心ふれあう時間を持つ機会を設けます。また、7か月児、12か月児にも絵本を紹介し、家庭での読書の大切さを呼びかけ、図書館の利用につながるように取り組みます。

# ■主な事業

No	事業名等	内容	担当課
1	通常保育	O歳から就学前の子どもをもつ家庭で、保護者の就労な どにより、保育に欠ける家庭の児童の保育を行う。	保健福祉 環境課
2	延長保育	保育所の通常の保育時間を超えた保育を行う。	保健福祉 環境課
3	一時保育	保護者が疾病等の理由により、一時的に保育が困難になった家庭の乳児または幼児を保育所で保育を行う。	保健福祉 環境課
4	サービス評価制度	各保育園において第三者委員会を設置し、保育サービス の質の確保を図る。	保健福祉 環境課
5	保育士等の確保	県の保育士確保対策を活用し、保育現場を離れている保育士有資格者の把握、就職支援を行う。また、保育士資格取得から保育所等への就職までの支援を行う。	保健福祉環境課
6	出産奨励金	出生児1子・2子につき10万円、3子目は20万円、 4子目以降50万円の支給を行う。	保健福祉 環境課
7	育児奨励金	3子以上を養育している家庭に、3子以上につき月額1 万円の支給を行う。	保健福祉 環境課
8	保育に関する情報 提供	健診の受診勧奨や保育所などの保育サービスに関する情報等について、町の広報誌やホームページ、子育てねっとそえだを通じて、情報提供を行う。	保健福祉環境課
9	子育てに関する学 習機会の提供	乳幼児健診や就学時健診、育児サークルや保育所・幼稚園 など、保護者が集まる機会を活用し、情報提供を行う。	保健福祉環境課
10	ブックスタート事業	4か月児健診の機会を活用し、絵本や絵本のリストを手渡し、読み聞かせを行い、図書館の紹介やお話し会などの行事を案内し、図書館の利用につなげる。	教育委員会 (社会教育課)

# 基本施策4

# 児童虐待防止など要支援児童対策

児童虐待の発生を未然に防止するため、乳幼児健診や育児サークル等の周知を行い、 家庭内や地域で孤立した子育てとならない取り組みを推進します。

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子どもに関する専門的な相談 対応や訪問等による継続的な支援を行う機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」を整備 し、児童虐待の早期発見・虐待防止対策を強化します。

また、虐待を受けた児童等の保護・支援など、迅速かつ適切な対応につながるよう、 要保護児童対策地域協議会や関係機関の連携を強化します。

### ▋具体的な取り組み ▮

#### 1. 虐待の発生予防

- 親自身が子どもの発達過程を認識して育児をすることができるように、乳幼児健診の充実に努めます。
- 育児不安がある場合の身近な相談場所として、子育て支援センターで実施している育児サークル等の利用を進めていきます。
- 声かけ等により育児の孤立化をなくすよう、地域と一体となって子育て家庭を支えます。

#### 2. 子ども家庭総合支援拠点の設置・運営

- 子どもとその家庭及び妊産婦等の課題に対し、実情の把握、情報の提供、相談・ 指導、関係機関との連絡調整など、子ども支援の専門性・人的資源を組織・機能 を構築します。
- 子育て世代包括支援センターとの連携を図り、効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談支援ができる体制づくりに努めます。

# 3. 虐待の早期発見・早期対応

- 民生委員・児童委員等との連携により、虐待の早期発見、早期対応に努めます。
- 妊娠届出時、全戸訪問時、乳幼児健診等の場において、親の育児不安や親子関係・ 養育状況の把握に努めるとともに、乳幼児健診の未受診家庭については、保健師 による訪問指導等により対応します。

### 4. 虐待を受けた児童等の保護・支援

● 要保護児童対策地域協議会において、要保護児童に関する情報交換及び支援内容に関する協議を行い、要保護児童に対し、迅速かつ適切な対応を行います。

### 5. 親子関係の再構築に向けた支援

● 保育所、幼稚園、学校、児童相談所、民生委員・児童委員等の関係機関との連携を図り、保護者に対する適切な支援を図るとともに、親子関係の再構築に向けた支援に努めます。

#### 6. 児童虐待防止に向けた啓発の推進

- 児童虐待を発見しやすい立場にいる学校、保育所、幼稚園、役場等の職員に対する児童虐待に関する研修を実施し、対応スキルの向上を図ります。
- 町の広報誌やホームページ、パンフレット、ポスター等で児童虐待防止や相談窓口に関する情報の周知・啓発に努めます。また、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」について周知を図ります。

# ■主な事業

No	事業名等	内容	担当課
1	子ども家庭総合支 援拠点の運営	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、実情の把握、情報提供、相談等への対応、関係機関との連携調整など、必要な支援に係る業務全般を行う。	保健福祉環境課
2	こんにちは赤ちゃ ん訪問(乳児家庭 全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問し、具体的な指導助言、育児の相談などを行う。	保健福祉環境課
3	養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭に対して、養育に関する指導助言等を訪問により実施し、 養育上の諸問題の解決、軽減を図る。	保健福祉 環境課
4	要保護児童対策地 域協議会	定期会議による情報交換やケース会議による支援内容に 関する協議を行い、迅速かつ適切な対応を行う。	保健福祉 環境課
5	児童虐待に関する 研修	学校、保育所等の職員に対する児童虐待に関する研修を 実施する。	保健福祉 環境課
6	児童虐待防止に関 する周知・啓発	広報誌やホームページ等を活用し、児童虐待防止や相談 窓口の周知・啓発に努める。	保健福祉 環境課

# 基本施策5

# 特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援

乳幼児健診や保育所、幼稚園、小学校等の連携強化により、障がいのある子どもの早期発見に努め、障がいのある子どもが可能な限り、身近な場所において、療育等を受けられるよう支援します。また、障がいに関する相談や情報提供を充実させ、障がい児の保護者の相談体制の強化を図ります。

ひとり親家庭が自立し、安定した生活を送れるように、関係機関と連携し、適切な相談や指導に努めるとともに、経済負担軽減策等の各種制度の周知と利用促進に努めます。

貧困の状況にある子どもや家庭、またひきこもりや不登校等、社会生活に困難を有する子ども・若者と家庭に対し、経済支援や生活支援、就労支援、教育や学習支援を推進し、自立に向けた支援を図ります。

#### ▋具体的な取り組み▮

#### 1. 疾病等の早期発見と適切な支援の推進(再掲 1-1-4)

- 妊婦健診・乳幼児健診や学校の健康診断等の充実により、疾病等の早期発見と適切な支援を推進します。
- 妊婦健康診査の費用助成(14回)や妊娠届出時に受診勧奨を行います。
- 乳幼児健診対象者に個別通知、「子育てねっとそえだ」で受診案内・勧奨を行います。

#### 2. 障がい児の子育て支援の総合的な取り組みの推進

- すべての子どもが、地域社会の中で等しく生活できることを基本に、必要に応じて関係機関が連携し、障がいのある子どもを持つ家庭を支援する体制づくりを推進します。
- 保育所、学童保育で障がい児の受け入れを行います。また、夏休みなどの長期休暇中には、日中一時支援事業等を活用し、障がい児の居場所づくりに取り組みます。
- 乳幼児健診における医師や保健師・栄養士による指導の充実と必要に応じて関係機関の連携による障がい児への適切な療育に努めます。
- 児童発達支援事業所そえだ(キッズケアひこほたる)において、個人の状況に応じた療育を実施します。

# 3. ひとり親家庭等に対する相談体制の充実

- ひとり親家庭等の生活安定と自立を支援するために、日常生活全般にわたる相談 体制の充実や児童相談所、保健福祉事務所等の関係機関との連携に努めます。
- 児童扶養手当等のひとり親家庭への経済的支援や各種制度の周知と活用の促進を 図ります。

# 4. ひとり親家庭等への自立支援の充実

- ひとり親家庭等医療費の支給や保育所の優先入所、県の児童扶養手当、母子・寡婦福祉資金等の適切な制度利用等、経済的自立を支援します。
- 各家庭の生活状況、職歴や意向などを考慮しながら、ハローワーク、ひとり親サポートセンター等の関係機関と連携を図り、ひとり親家庭等の就業を促進することに努めます。

#### 5. 子どもの貧困対策の推進

- 経済的理由により就学困難な児童・生徒を対象として、学費や学用品等の援助を 行います。
- 勉学の意欲がありながら、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒に対して、 学費を貸与します。
- 食に対する貧困や孤食の防止、地域の大人や子ども同士の交流、食育の推進を図るため、子ども食堂に取り組む町内の関係機関・団体、地域の有志者等に対して、活動の支援を検討します。

#### 6. ひきこもりや不登校等に対応する相談体制の充実

- いじめや少年非行等の問題行動、ひきこもりや不登校の対応のほか、子どもたちの日ごろの悩みの相談に応じるため、学校での養護教諭による相談やスクールソーシャルワーカーによる個別面談、不登校・いじめ対策協議会等による実態把握に努めます。
- ◆ 教職員の相談活動等の資質向上を目指した研修を実施するとともに、学校、家庭、 地域、民生委員・児童委員等の関係機関とのネットワークづくりを推進します。



# 主な事業

No	事業名等	内容	担当課
1	妊婦健康診査 妊産婦訪問指導	妊婦の健康管理の充実及び妊娠、出産に関する経済的負担の軽減を図るため、14回分の妊婦健康診査に必要な経費の補助を行う。また、健診結果から必要に応じて訪問指導を行う。	保健福祉環境課
2	乳幼児健診 1歳半児健診 3歳児健診	4 か月、7か月、12 か月児、1 歳半児対象に、身体測定、小児科診察、発達検査、栄養指導、保健指導、歯科指導を実施する。3歳児は、上記に加え、視聴覚検査、尿検査、心理相談を実施する。	保健福祉環境課
3	地域生活支援事業	障がいのある児童の有する能力及び適正に応じ、自立 した日常生活または社会生活を営むことができるよ う、相談支援や日常生活用具の給付、日中一時支援事 業などを行う。	保健福祉環境課
4	児童発達支援事業 (放課後等デイサービス) (保育所等訪問支援事業) (障害児相談支援事業)	個々の障がいの特性に対応した療育を行い、家族からの相談の場の提供、支援を行う事業。また、保育所通園中の障がい児が集団生活に適応するための障がい児への支援、保育士への支援とともに、保育所等との連携により、障がい児の早期発見を行う。	保健福祉環境課
5	重度障害者医療費 支給事業	障がい児に対して、その対象障がいを除去、軽減する手 術等の治療に係る医療費の自己負担額を軽減するための 公費負担を行う。	住民課
6	ひとり親家庭等医 療費支給事業	ひとり親家庭等の父母への助成及び小学校入学から 18 歳 に到達以降、最初の年度末までの児童へ医療費を助成する。	保健福祉 環境課
7	就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童・生徒の学用品費・給 食費等の一部を助成する。	教育委員会 (学校教育課)
8	添田町育英資金	高等学校以上の学校に進学する生徒へ入学支度金及び学 費を貸与する。(無利子貸与型)	教育委員会 (学校教育課)
9	佐藤知也給付型奨 学金	篤志家からの寄付金を原資とする4年制以上に進学した 学生への給付型奨学金。	教育委員会 (学校教育課)
10	添田町奨学金	田川市郡で制度統一した給付型奨学金。	教育委員会 (学校教育課)
11	スクールソーシャ ルワーカー配置事 業	小・中学校における不登校・いじめ・問題行動等、様々 な課題に応じて、スクールソーシャルワーカーを活用す ることで、生徒指導上の諸問題の早期解決を図る。	教育委員会 (学校教育課)
12	不登校・いじめ対 策協議会	小学校間・中学校間の情報や課題を共有することにより 不登校の予防・いじめ早期発見及び早期対応を促進する 取り組みを充実し、問題の解決を図る。	教育委員会 (学校教育課)

# 基本施策6 子育てと仕事の両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革や男女の均等な雇用機会と待遇に 関する意識啓発に取り組みます。

また、保護者の就労やニーズの多様化に対応するため、それぞれのライフステージ、 ニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。

#### ▋具体的な取り組み▮

#### 1. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革の推進

- 男女の均等な雇用機会や育児休業制度の取得促進など、様々な情報を発信し、町関係機関や団体、地域、事業所等と連携し、男女共同参画意識の高揚を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、国・県と連携し、町民への情報・資料の提供に努めます。

# 2. 育児休業制度等、様々な制度の普及啓発

● 働きながら子育てをしている人が、職場の理解を得ながら、子育ての時間を確保して子どもと同じ時間を共有できるよう、町民や事業者等への関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を推進します。

#### 3. 子育てと仕事の両立支援策の充実

- 働く保護者を支援するため、O歳児からの保育や延長保育の実施、一時保育の実施など、保育サービスの充実に努めます。
- 小学生を対象に、放課後や長期休暇中の留守番家庭となる児童に対し、学童保育 サービスの充実を図ります。

#### ■主な事業

No	事業名等	内容	担当課
1	男女共同参画の 推進	男女が共に自立し、仕事や家庭生活、地域活動など調和がとれた生活が送れるように、男女共同参画の視点に立った講演会や講座、研修会の開催及び広報活動を行う。	教育委員会 (社会教育課)
2	保育サービス等の 実施	O歳児からの保育や延長保育、一時保育等を実施することで、保育サービスの充実を図る。	保健福祉 環境課
3	学童保育の実施	保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象 に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する。	保健福祉 環境課

# 基本目標2 子どもの笑顔があふれるまちづくり

~子どもへの支援の充実~

# 基本施策1

# 子どもたちの心身の健康づくり

子どもが心身ともに健やかに成長していくために、学校での教育とともに、望ましい 食生活や日常生活を身につけるための家庭教育を推進します。

また、町内や広域の医療機関と連携し、病気やケガなど子どもの緊急時にすぐに対応できる救急医療体制の充実を図ります。

#### ▋具体的な取り組み ▮

#### 1. 健やかな体の育成

- 子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに楽しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善方法等を進め、 体育の授業を充実させます。
- 運動部活動において、外部指導者の活用や地域との連携等、学校におけるスポー ツ環境の充実を図ります。
- 体育協会やスポーツ少年団等の団体活動の強化を促進していくとともに、スポーツ推進委員のほか、ボランティアによる地域スポーツリーダーの育成、確保を図ります。
- 中学校入学前に、小学校高学年を対象に短期間の体験スポーツ教室を開催し、中学校部活動の活性化を図ります。
- 子どもの生涯にわたる心身の健康の保持・増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるための健康教育を推進します。

#### 2. 望ましい食習慣や知識の習得

- 子育て支援事業等において、バランスのとれた食事の知識や調理法の普及・推進のため、調理実習等を行います。
- 母子保健事業や健康教室、講座、イベント等で食育をテーマとした講演会を開催 し、母子の食育に対する正しい知識の普及を図ります。
- 町の広報誌やホームページ等を使って、食に関する様々な情報を発信します。
- 歯科保健と連携した食育で、噛むことの重要性や意義の普及を図るとともに、栄養相談体制の充実と地域関係団体や学校教職員との連携を図ります。

### 3. こころの健康づくりの推進

● 子どもとその家庭が抱える様々な問題によるストレスなど、メンタルヘルスの整備やこころの健康づくりの啓発活動による知識の普及に努め、自殺対策やうつ予防の推進を図ります。

### 4. 喫煙・飲酒や薬物等に関する学習機会の充実

● 興味本位で喫煙、飲酒や薬物等に手を出さないよう、中高生やその保護者を対象とした学習会の開催など、喫煙、飲酒や薬物等が体に及ぼす様々な影響についての学習機会や情報提供、啓発活動を推進します。

### 5. 小児医療体制の充実

- 休日・夜間及び救急医療での小児科専門医、歯科医等については、関係機関の協力のもと、在宅当番医制、病院群輪番制、田川地区休日救急医療センターなどによって、医療体制の充実を図ります。
- 町の広報誌やホームページ等を活用して、病院・救急医療機関の情報提供を行います。

### ■主な事業

No	事業名等	内容	担当課
1	体験スポーツ教室	各種スポーツ教室を実施する。	教育委員会 (社会教育課)
2	スポーツ団体・ 指導者の育成	体育協会やスポーツ少年団等の団体活動の強化を促進していくとともに、スポーツ推進委員のほか、ボランティアによる地域スポーツリーダーの育成、確保を図る。	教育委員会 (社会教育課)
3	食育の推進	地域・学校・関係機関や団体と連携・協働しながら食育を推進する。	保健福祉 環境課
4	自殺対策の推進	うつ病・こころの健康等に関する正しい知識や相談窓口を周知するための普及啓発を図る。	保健福祉 環境課
5	保護者と学ぶ規範 意識育成事業 (県事業)	小・中学校において「非行防止」をテーマに、薬物乱用 防止や飲酒運転防止等について、児童生徒と保護者が共 に学ぶ学習会を開催する。	教育委員会 (学校教育課)
6	飲酒・喫煙リスク に関する啓発	未成年者や妊娠中の飲酒・喫煙が健康に及ぼす影響等に ついて情報提供し、知識の普及啓発を行う。	保健福祉 環境課
7	救急医療体制の 確保	田川地区急患センターや関係医療機関との連携を強化 し、病院群輪番制や在宅当番医制などの休日及び夜間の 救急医療体制を確保する。	保健福祉環境課

### 基本施策 2

### 豊かな心と生きる力を育む教育の充実

子どもの学力向上とともに、豊かな心を育むため、学校、家庭、地域が一体となり、様々な体験活動を通して、子どもの「生きる力」を養い、青少年の健全育成を図ります。

また、子どもが地域で安心・安全に生活できるよう、地域の見守り体制の整備や防犯 教育、交通安全教育の充実を図ります。

### ■具体的な取り組み

### 1. 豊かな心の育成

- 子どもたちの豊かな心を育むため、学校における指導の方法や体制の工夫や地域と学校が連携・協力し、自然体験、ボランティア体験など多様な体験活動を通して、子どもが自ら学び、自ら考える等の「生きる力」を養うための教育の充実を図ります。
- 学校、家庭、地域の連携により協力体制を確立するとともに、学校外における体験活動、地域活動などに参加させることにより、やさしさや思いやりなど、豊かな心を育み、たくましく生きていくための資質能力を養います。

### 2. 人生計画を考える教育の充実

- 二分の一成人式や立志式、職場体験等を実施し、夢や希望、自分の将来について 考える機会の推進と提供を行います。
- 踏破鍛錬「立志の道」を実施し、基本的な実践的態度の育成と忍耐、達成感を味 わう機会を提供します。

#### 3. 学力向上の推進

- 幼児教育の充実を図るため、基本的な集団生活の中で身につける教育課程の推進 に努めます。
- 小中学校教育について、基礎的学力の向上や国際化、情報化や環境教育など、時代の変化に対応した教育内容の充実を図ります。また、土曜日の教育活動の充実を図りながら、学力の向上に努めます。
- 地域の協力により、放課後学習を実施し、家庭学習の定着を推進することで、小学生の学力向上を図ります。

#### 4. 中高生等の職場体験の充実

- 学習、体験を自分の人生に活かせるような機会として、中学での多種多様な職場体験を推進し、充実させていきます。
- 次代の親となる中学生・高校生等が、子どもを生み育てることの喜びや尊さを理解し、子どもや家庭を大切に思う心を育むため、乳幼児とふれあう機会を中学の職場体験学習の中で実施していきます。

### 5. 子どもを対象とした防犯指導の実施

- 各学校における防犯教育を実施し、防犯への意識向上を図ります。また、不審者 情報の把握及び情報提供などにより犯罪の未然防止を図ります。
- 児童下校時における防災無線による啓発を行います。

### 6. 交通安全教育の推進

- 関係機関・団体や PTA、ボランティア等の地域住民と連携して、子どもや保護者等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を、交通安全教育指針に基づき、段階的かつ体系的に推進していきます。
- 地域ぐるみの交通安全運動を実施するため、各種団体の活動を促進します。
- 通学路安全推進会議、各学校、PTA、道路管理者・警察等との協働により、町内 小中学校における通学路の点検を実施し、対策について協議していきます。

### 7. メディアリテラシーの育成

- インターネット等の環境に潜む危険を十分に理解し、正しく活用できる力を身につけるよう、スマートフォンやパソコン、ゲーム機器等の利用時間や利用方法について指導を行います。
- 保護者に対しても危険性を周知し、ITに関する家庭教育の重要性について啓発を行います。
- ※「メディアリテラシー」とは、メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力のことです。



### 主な事業

No	事業名等	内容	担当課
1	児童館 アンビシャス広場	児童館において放課後、土曜日、長期休暇中の子どもた ちの居場所を提供するとともに、工作教室・ゲーム大会 等各種イベントを行う。	教育委員会 (社会教育課)
2	体験スポーツ教室	様々なスポーツ教室を開催し、子どもたちの放課後の居 場所を提供する。	教育委員会 (社会教育課)
3	そえだドリームプ ロジェクト9年構 想推進事業	添田の子どもの夢や希望を育むため、全小中学校が1つの方向性をもって義務教育の9年間を見通して、基本的に身につけたい実践的態度の育成を目的とする事業を実施する。 ① 二分の一成人式(小学4年生対象) ② 踏破鍛錬「立志の道」(小学5年生対象) ③ 立志式(中学2年生対象)	教育委員会 (学校教育課)
4	教育指導主事配置 事業	児童生徒の学力向上、自尊感情、規範意識を育ませるために統一した取り組みを充実及び実施することを目的として、教育指導主事を配置する。	教育委員会 (学校教育課)
5	学力向上推進事業	中学校での学力向上を目的に主要3教科(国語・数学・ 英語)において、学習環境の強化と生徒の学習意欲の向 上を図る事業を実施する。	教育委員会 (学校教育課)
6	外国語指導助手派 遣	外国語に接する機会の充実を図るため、外国人指導者を 小・中学校に派遣する事業を実施する。	教育委員会 (学校教育課)
7	学校 de 芸術文化 体験	学校内で芸術文化を体験することにより、児童の感受性、想像力を育み、学校内での取り組みによる親子ふれあい活動の一貫の場づくりの提供を図る。	教育委員会 (学校教育課)
8	英峰塾	中学3年生の生徒を対象に、目標の進路実現に向け、県立大学生を学習ボランティアとして活用し、補習学習を 実施する。	教育委員会 (学校教育課)
9	英峰日進塾	小学5年生、中学1~2年生を対象に、家庭学習の定着を図るため、県立大学生及び地域のボランティアが放課後学習を実施する。	教育委員会 (学校教育課)
10	職場体験活動	職場意識の醸成を図ることを目的として、学校の授業の中で、中学2年生の職場体験を実施する。	教育委員会 (学校教育課)
11	乳幼児とふれあう 機会の提供	保育所を中学生が職場体験等の中で訪問し、乳幼児とふれあう機会を提供する。	教育委員会 (学校教育課)
12	防犯指導	子どもを対象とした防犯指導を実施。	教育委員会 (学校教育課)
13	交通安全教室	各学校で警察やPTA、ボランティア等の地域住民と連携し、児童・生徒を対象とした交通安全教室を実施する。	教育委員会 (学校教育課)
14	保護者と学ぶ規範 意識育成事業 (県事業)	小・中学校において、「インターネットの適正利用」を テーマに、ネットの危険性やネットによる誹謗中傷、い じめ防止等について、児童生徒と保護者が共に学ぶ形態 の学習会を開催する。	教育委員会 (学校教育課)

### 基本施策3 子どもの育ちを支援する活動の場の充実

子どもが日常生活の中で、安心・安全にのびのびと過ごせるよう、学童保育をはじめ、 児童館や公園等の遊び場などの環境を確保します。

また、児童・生徒が地域のボランティアや団体等と交流する機会を支援し、地域と子 ども、親の世代間交流の促進を図ります。

### ▋具体的な取り組み ▮

### 1. 子どもの居場所づくり

- 児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末、 夏季・冬季の長期休暇等における居場所づくりに努めます。
- 子どもの遊び場として、校庭や体育館を開放します。

### 2. 公園等の整備や遊具の点検

● 子どもたちが身近で安心して遊べる場として、また、地域の人々との交流の場と して、現在ある公園等の整備や遊具の点検に努めます。

#### 3.地域・世代間交流の推進

- 児童館、公民館等の社会資源や民生委員・児童委員、子ども会、自治会等の人的 資源、地域や小学校、保育所等での運動会・行事や世代間交流事業を活用し、地 域と親、子の世代間交流の促進を図ります。
- 小規模校での地域運動会の実施や、公民館講座(シニアパワーアップ塾)の受講 生が小学校や学童保育所の授業や行事への参加促進など、世代間の交流と地域の 活性化を図ります。

### 4. 学童保育の充実

- 保護者運営委員会と連携して学童保育を推進するとともに、活動内容の周知に努 めます。
- ▶ 学童保育で働く放課後児童支援員の配置やその能力向上にむけた研修等、子ども たちが健全で豊かな人間性を育むために、ふさわしい運営や事業を提供できるよ う努めます。

### 5. 放課後子ども教室の推進

● 学童保育に通っていない子どもの居場所づくりとして、小学校の余裕教室等を活 用し、地域の様々な人の参画を得て、子どもたちとともに行う学習やスポーツ・ 文化活動等に取り組みます。

### 主な事業

No	事業名等	内容	担当課				
1	児童館 アンビシャス広場	児童館において放課後、土曜日、長期休暇中の子どもた ちの居場所を提供するとともに、工作教室・ゲーム大会 等各種イベント等を行う。	教育委員会 (社会教育課)				
2	体験スポーツ教室	様々なスポーツ教室を開催し、子どもたちの放課後の居 場所を提供する。	教育委員会 (社会教育課)				
3	公園等の整備や 遊具の点検	公園の整備や遊具等の点検を行い、点検結果に基づき修 繕等の整備を行う。	保健福祉 環境課				
4	シニアパワーアッ プ塾の拡充	高齢者の長年培った経験や技術、特技を集約した教室を 開講し、そこで受講した高齢者は、その技術を地域で生 かし、生きがいづくりに役立てる。	教育委員会 (社会教育課)				
5	図書館多世代交流 事業	図書館多世代交流 読書・本を手段として大人も子どもも楽しむことのできる					
6	学童保育	保護者が労働等により、放課後保護者のいない家庭等の 小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活 の場を与えて、その健全な育成を図る。	保健福祉環境課				
7	英峰塾	中学3年生の生徒を対象に、目標の進路実現に向け、県立大学生を学習ボランティアとして活用し、補習学習を 実施する。	教育委員会 (学校教育課)				
8	英峰日進塾	小学5年生、中学1~2年生を対象に、家庭学習の定着を図るため、県立大学生及び地域のボランティアが放課後学習を実施する。	教育委員会 (学校教育課)				



### 基本施策4 子どもの人権を守る環境づくり

いじめ、少年非行等の問題行動や不登校などの悩みや不安を抱える子どもたちに対し、 適切な相談・支援を行うとともに、犯罪やいじめ、虐待等により被害を受けた子どもの 立ち直りを支援します。

町の人権教育・啓発基本方針を基に、道徳・人権教育の推進による豊かな心の育成を 目指します。

### ▋具体的な取り組み▮

### 1. 少年非行等の問題に対応するための支援体制

- 少年非行等の問題を抱えている子どもの立ち直り支援、保護者の子育て支援、ひ きこもりや不登校への対応について、必要に応じて児童相談所、学校、警察、主 任児童委員、地域ボランティア等は連携して地域社会全体で問題を解決できるよ う支援します。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置し、取り組みます。
- 専門的見地による対応と関係機関との連携により、問題の早期解決を図るととも に、未然に防ぐ対策を推進します。

### 2. いじめ・少年非行等の問題行動や不登校に対する相談体制の充実

- いじめ、少年非行等の問題行動や不登校への対応のほか、子どもたちの日頃の悩 みの相談に応じるため、相談体制の強化に努めます。
- 教職員の相談活動等の資質向上にむけ、県が実施する研修等への参加を促進します。

### 3. 被害児童を対象とした支援体制の推進

● 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、 立ち直りを支援するため、学校等の関係機関と専門家の連携による支援体制を構 築し、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、きめ細やかな 支援を実施していきます。

#### 4. 人権教育の推進・啓発

● 人権問題に対し、児童・生徒が正しい知識を習得し、理解が深められるよう、本 町の人権教育・啓発基本方針に基づき、小中学校における人権教育の推進・啓発 活動に取り組みます。

# ■主な事業

No	事業名等	内容	担当課
1	スクールソーシャ ルワーカー配置事 業	小・中学校における不登校・いじめ・問題行動等、様々 な課題に応じて、スクールソーシャルワーカーを活用す ることで、生徒指導上の諸問題の早期解決を図る。	教育委員会 (学校教育課)
2	就学支援拡充事業	発達障害等について、専門的見地からの意見聴取を行うために、町教育支援委員会に顧問として1名のアドバイザーを位置づけ活用するとともに、小中学校へのアドバイザーとして活用する。	教育委員会 (学校教育課)
3	人権教育・人権啓 発推進事業	人権・同和問題に対する理解を深め、人権意識の高揚を 図り、すべての差別を解消することを目的に、学校・地 域・行政が連携し、人権教育の推進・啓発活動を行う。	教育委員会 (社会教育課)



# 基本目標3 地域で子ども・子育てを支えるまちづくり ~地域の子育で環境の充実~

### 基本施策1

### 地域ぐるみで行う子ども・子育て支援

子どもやその保護者が地域で孤立することのないよう、子どもやその保護者の交流を進めることをはじめ、地域の中で子育てについて支援する活動を推進します。

### ■具体的な取り組み■

### 1. 地域で子どもを守り育てる意識の醸成

- 登下校中の子どもたちへの声かけやあいさつ運動など、地域ぐるみで子どもを守り育てる意識の醸成を図るための活動を促進します。
- 子どもたちの下校時間に、防災行政無線を使用し、地域への呼びかけを実施していきます。
- 町・地域・家庭が一体となって子育てをサポートし、安心して子どもを生み育てられる環境整備を進めるため、地域における相談体制の強化や子育て世代と子育てを終えた世代との多世代交流を推進します。

#### 2. 添田町の教育力の向上

- 子どもたちが生まれ育った町の歴史や文化等の学習を通して、多くの仲間や世代を超えた人々と交流することにより、文化活動、先人の知識、技術を学び、歴史観、社会性、創造性、地域への愛着心を育むことができるような事業を企画します。また、学校への地域の教育力の活用、実践場づくりを進めるとともに、地域を知る学習を推進していきます。
- 地域における子育でに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけます。
- 「第2次添田町子ども読書推進計画」により添田町図書館「虹の会」が小学校や保育所を中心にして、町立図書館等で読み聞かせを行います。また、読書活動に携わる人材の確保・育成に努めます。

### 3. 青少年健全育成活動の推進

- 住民に対して青少年健全育成の啓発を進め、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、非行の早期発見・早期指導、環境浄化や非行防止活動を地域ぐるみで取り組みます。
- 健やかに生きる力が育成できるよう、青少年育成事業や体験活動を通じて支援に 努めます。
- 添田町青少年育成町民会議では、始業式等に各小中学校で「あいさつ運動」を実施します。
- 少年アドベンチャー事業等を実施します。

### 4. 地域住民との協働によるパトロール活動の推進

- 学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。
- 地域の団体に青色防犯パトロール活動への参加・協力を依頼し、子どもたちの防 犯対策の推進を図ります。

### 5. 関係機関とのネットワークの構築

- 子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、PTA等や学校関係者、関係機関・ 団体間での情報交換を実施します。
- 関係機関・団体や地域住民へ犯罪等に関する情報提供を推進し、住民の自主防犯 活動を促進します。
- 警察や防犯協会などとの連携、地域の連帯意識の醸成を図るとともに、地域ぐる みで防犯体制の充実を図ります。

## ■主な事業

No	事業名等	内容	担当課
1	子育て応援リユー ス事業	子育て支援センターにおいて、衣類交換の日を実施するとともに、子育て世帯の情報交換の場としても利用を図る。	保健福祉環境課
2	英彦山こてんぐ塾	子どもたちが、ボランティア活動や自然体験活動を通し てふる里への郷土愛を深めるとともに、規範意識や自尊 感情を高めることを目的とした活動を行う。	教育委員会 (社会教育課)
3	子ども読書推進事業	「第2次子ども読書推進計画」に基づいて、図書館でおはなし会や子育で支援センター等での読み聞かせ、ブックスタート事業、小学校読み聞かせ、学校図書館支援スタッフ派遣事業など、子どもの発達段階にあわせた活動を行う。同時に、読書ボランティア等の人材の育成を行う。	教育委員会 (社会教育課)
4	少年アドベンチャ 一事業	団体生活を通じて、子ども同士の交流を深め、思いやり の気持ちを育むため、夏休みに自然体験や交流学習など を行う事業を実施する。	教育委員会 (社会教育課)
5	青色防犯パトロール	地域の防犯パトロール協力員が、町が所有する防犯パトロール車を使用し、登下校時に通学路や夜間の巡回指導を実施する。また、広報啓発活動や通学路危険箇所等の 点検などを行う。	防災管理課
6	防犯啓発活動	地域行事の際に、町防犯協会役員による啓発活動を実 施する。	防災管理課



### 基本施策 2

### 安心して子育てできる生活環境の整備

子どもと子育て家庭が、安心・安全に生活でき、子育てしやすい町となるよう、住居、 道路、公的建築物等や防犯設備など、ハード面における環境整備に努めます。

### ▋具体的な取り組み▮

#### 1. 豊かな自然環境の整備

- 町の豊かな自然を利用し、子どもたちが安心して自然に親しみ、楽しむことができるよう、自然環境の整備保全に努めます。
- ごみの分別収集、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進、ごみ等の不法投棄の防止、環境美化活動等を推進します。

### 2. 子ども連れが外出しやすい環境の整備

● 妊産婦、乳幼児連れの人等、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公的 建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。

### 3. 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

- ◆ 公共施設等において、ベビーベッド、ベビーチェアの設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備に努めます。
- 子育て中の親が安心して利用できるよう、公共施設に授乳やおむつ交換できるベビーコーナー等の設置を推進します。

### 4. 公園等の整備や遊具の点検(再掲 2-3-2)

● 子どもたちが身近で安心して遊べる場として、また、地域の人々との交流の場として、現在ある公園等の整備や遊具の点検に努めます。

#### 5. 良質な住宅環境の整備

● 段差の解消、バリアフリーの導入を前提として、「添田町町営住宅長寿命化計画」に基づき、町営住宅等の建て替え時には、子ども・子育て支援に配慮した福祉施設及びベビーカー等の通行等に配慮した歩道等を設置することを検討します。

### 6. 防犯設備の整備推進

- 犯罪の発生を未然に防止できるよう、道路・公園等の危険箇所を洗い出し、防犯 灯の設置や老朽化した電球型防犯灯のLED型防犯灯への取り替え等、通学路や 公園等の住環境の整備を推進します。
- 道路、公園、駐車・駐輪場、公衆トイレ、共同住宅等の死角の解消、管理体制の 充実を図るとともに、防犯設備の必要性に関する広報啓発活動を実施します。

### 7. 「こども 110 番の家」等緊急避難場所の設置促進

● 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「こども 110 番の家」への さらなる参加を呼びかけ、地域全体による防犯体制づくりを進めます。

### 8. 人身事故の発生割合が高い生活道路の交通環境の改善

● 歩道の整備を実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路 における交通の流れの円滑等、安全対策を推進していきます。

### ■主な事業

No	事業名等	内容	担当課
1	環境美化活動の 推進	美しく住み良いまちづくりのため、町内一斉清掃等の環境美化活動を推進するとともに、地域や環境美化活動団体等が行うゴミ拾いや除草作業等のボランティア活動の支援を行う。	保健福祉環境課
2	バリアフリー化・ ユニバーサルデザ インの推進	既存の公共施設や道路、公園等のバリアフリー化に向けて取り組む。また、新たに設置する施設等については、 すべての人が安全で快適に利用できるものとする。	関係各課
3	防犯灯設置助成 事業	安全で安心して暮らせるまちづくりのため、地元からの 要望により、町内の暗い街路に防犯灯の設置に対する助 成を行う。	防災管理課
4	交通安全施設整備	町内の交通危険箇所にカーブミラー、ガードレール等を 整備する。	防災管理課

### 第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

### 1. 教育・保育提供区域の設定

本町の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用 状況、施設の整備状況等を総合的に勘案し、次の理由で、町全域を1区域の教育・保 育提供区域として設定します。

なお、町外にある保育所や幼稚園を利用している子育て家庭のニーズについては、 広域的に保護者の勤務地や近隣自治体の子育て支援事業等との調整を図りながら対 応していくこととします。

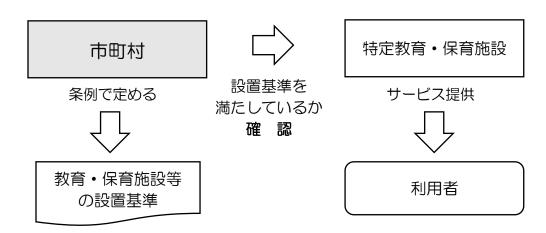
- ① 勤務地等、居住エリア以外での利用ニーズにも柔軟に対応できるような区域設定とする。
- ② 一時的な需要の増減に対し、柔軟に対応できるような区域設定とする。
- ③ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の実施状況等、実情に応じた区域設定とする。

### 2. 教育・保育の量の見込みと確保の内容

### (1) 教育・保育給付施設の確認制度

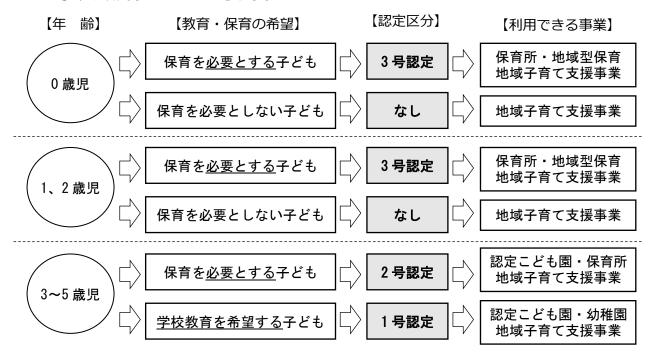
平成27年度から実施された子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設などの給付を提供する施設について、安心して教育・保育を利用できるように市町村が一定の基準を設け、施設がその基準を満たしている場合にのみ利用を可能とすることとしており、あらかじめ市町村が教育・保育施設などについて利用が可能であるか確認をします。その際の基準は、それぞれの市町村が条例で定めることとしています。

また、私立幼稚園については確認を受けて新制度に移行する(特定教育・保育施設)か、従来通りの仕組みを続ける(私学助成)かどうかを選択できます。



### (2)教育・保育給付のための認定制度

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設などを利用するためには、市町村の認定を受けることとしており、認定された区分にしたがって、以下のような給付や 事業を利用することができます。



### (3) 保育の必要性についての認定基準

保育所などでの保育を希望する場合は、保育の必要性について次の事由に該当することが必要です。

- ① 就労(月48時間以上)
- ② 妊娠·出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護(月48時間以上)
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(月48時間~)
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

また、上記の事由とその状態によって、次のいずれかに区分されます。

- ① 保育標準時間の利用 (フルタイム就労を想定した利用時間) ⇒月 120 時間以上の就労
- ② 保育短時間の利用 (パートタイムを想定した利用時間 ⇒月 48 時間以上 120 時間未満の就労

なお、認定基準に該当しない場合でも、近年の働き方の多様化等にかんがみ、保護者の状況によっては、保育の必要性を認める場合や後述の地域子ども・子育て支援事業の利用によって対応する等、柔軟に対応していきます。

### (4)教育・保育の量の見込みと確保の内容

第一期計画期間内における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の実績、平成30年度に実施した子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査における調査結果、住民基本台帳をベースとした将来人口推計による将来の児童数の動向を基に、令和2年度~令和6年度の5年間に必要な子ども・子育て支援事業の見込み量とその確保策を示します。

### 1)教育·保育施設給付等

### ① 教育・保育の利用実績

保育については、令和元年5月時点で、町内の保育所定員は286人、町内在住者における通園児数は194人、町外からの受託児童を合わせると262人、総定員に対する通園児の割合は91.6%となっています。

教育については、令和元年5月時点で、町内の幼稚園定員は140人、町内在住者における通園児数は24人、町外からの受託児童を合わせると総定員に対する通園児の割合は27.1%となっています。

#### ■教育・保育の利用実績

### 令和元年5月(実績)

			1号	2号 (3~5歳)			号	計
			(3~5歳)	教育の利用 を希望	左記以外	O歳	1、2歳	āľ
町内在住	幼稚園	特定教育• 保育施設	0					0
$\downarrow$	園	確認を受け ない幼稚園	24					24
町内施設	保育所				129	12	53	194
設		計	24		129	12	53	218
	町内在住 →町外施設利用者		2		21	1	13	37
町内在住者施設利用者計		26		150	13	66	255	
町外	からの	)受託児童数	14		35	7	26	82

### ② 教育・保育の量の見込み

教育・保育(幼稚園及び保育所)を年度ごとに見込むと以下のようになります。

また、幼稚園を希望する 2 号認定の子どもの保育については、確認を受けない幼稚園の預かり保育で対応していく予定です。

町外からの利用者については、町内利用者の見込み量を確保した上で、以下のとおり 確保していきます。

### ■教育・保育の量の見込み

### 令和2年度(推計)

				1号		2号 (3~5歳)		号	· 計
				(3~5歳)	教育の利用 を希望	左記以外	O歳	1、2歳	āĪ
	_	町内の子ど	ŧ	23	9	123	15	70	240
量(		町外の子ど	ŧ						
元之	207	小計		23	13	2	15	70	240
	幼稚園	特定教育・ 幼 保育施設 稚 園 確認を受け	町内	0	0				0
			町外						0
			町内	140	0				140
確		ない幼稚園	町外						
保方策	   保育	5 하다	町内		16	7	42	107	316
策	休月	ולז פּ	町外						
	上部	己以外	町内		9				9
	※幼科	推園の預かり保育	町外						
		合計		140	17	6	42	107	465
過不	足(研	産保方策−量の見	込み)	117	44	Į.	27	37	225

単位:人

### 令和3年度(推計)

				1号	2 <del>!</del> (3 ~ !		3	号	計
				(3~5歳)	教育の利用 を希望	左記以外	O歳	1、2歳	āΙ
	_	町内の子ど	ŧ	23	9	124	15	68	239
量位		町外の子ど	ŧ						
光足	<u> </u>	小計		23	13	3	15	68	239
	幼稚園	特定教育・	町内	0	0				0
		保育施設	町外						
		確認を受け	町内	140	0				140
確		ない幼稚園	町外						
確保方策	   保育	조 하다.	町内		15	9	39	98	296
策	休月	ולז פֿ	町外						
	上部	己以外	町内		9				9
	※幼科	※幼稚園の預かり保育 田							
	合計		140	16	8	39	98	445	
過不	足(研	催保方策−量の見	込み)	117	35	5	24	30	206

単位:人

### 令和4年度(推計)

				1号		2号 (3~5歳)		号	計
				(3~5歳)	教育の利用 を希望	左記以外	O歳	1、2歳	āΪ
	_	町内の子ど	ŧ	12	8	125	15	55	215
量位		町外の子ど	ŧ						
无足	207	小計		12	13	3	15	55	215
	幼稚園	特定教育・	町内	0	0				0
		保育施設	町外						
		確認を受け	町内	140	0				140
確		ない幼稚園	町外						
確保方策	保育	5 하다	町内		13	139		91	266
策	沐月	ולז ₹	町外						
	上訂	己以外	町内		8				8
	※幼科	推園の預かり保育	町外						
		合計		140	147		36	91	414
過不	足(研	産保方策−量の見	込み)	128	14	1	21	36	199

単位:人

### 令和5年度(推計)

				1号	2 <del>!</del> (3 ~ !		3	号	計
				(3~5歳)	教育の利用 を希望	左記以外	O歳	1、2歳	āΙ
		町内の子ど	ŧ	6	8	116	14	51	195
量( 見込		町外の子ど	ŧ						
无足	207	小計		6	12	4	14	51	195
	幼稚園	特定教育・ 幼 保育施設	町内	0	0				0
			町外						
		確認を受け	町内	140	0				140
確		ない幼稚園	町外						
確保方策	保育	5 하다	町内		13	9	36	91	266
策	沐月	ולז פּ	町外						
	上訂	己以外	町内		8				8
	※幼科	推園の預かり保育	町外						
	合計		140	147		36	91	414	
過不	足(研	催保方策−量の見	込み)	134	23	3	22	40	219

単位:人

### 令和6年度(推計)

				1号	2 <del>-</del> (3 ~ )	-	3	号	<b>=</b> L
				(3~5歳)	教育の利用 を希望	左記以外	O歳	1、2歳	計
	_	町内の子ど	ŧ	0	8	110	14	51	183
量(		町外の子ど	ŧ						
光足	207	小計		0	11	8	14	51	183
	幼稚園	特定教育· 幼 保育施設	町内	0	0				0
			町外						
		確認を受け	町内	140	0				140
確		ない幼稚園	町外						
確保方策	   保育	5 하다	町内		13	9	36	91	266
策	休月	ולז פּ	町外						
	上部	己以外	町内		8				
	※幼科	推園の預かり保育	町外						8
		合計		140	14	7	36	91	414
過不	足(6	確保方策−量の見	込み)	140	29	)	22	40	231

単位:人

### 2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業について、ニーズ調査から算出されたニーズ量とこれまでの実績量を勘案して、各事業の見込み量と確保策を次のとおりとします。

#### ① 利用者支援事業

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する 妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握します。また、支援を必 要とする方が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と 協力して支援プランの策定などを行う事業です。

#### ■利用者支援事業

単位:	(h)	所)
푸 1개 .	(1)	1717

	実績	第二期計画期間における推計値				
	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
見込み	1	1	1	1	1	1
確保策	1	1	1	1	1	1

### 【確保策の内容】

〇子育て世代包括支援センター『親子すこやかセンター』の1か所で実施すること とし、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談対応、助言等 を行います。

#### ② 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報提供や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

### ■地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

単位			/月)
ᄪᇄ	•		/ 🗖 ۱
<b>=</b> 134		\	/ <b>/</b>

	実績	第二期計画期間における推計値					
平成 30 年度		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	
見込み	138	130	130	100	100	100	
確保策	138	130	130	100	100	100	

#### 【確保策の内容】

〇くるみ保育園内の1か所で実施します。また、子育て支援の専門性を有する職員 の配置など、相談支援機能の強化を図ります。

### ③ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、 検査計測、保健指導等を実施する事業です。

### ■妊婦健康診査事業

単位:(人回/年)

	実績	第二期計画期間にお			おける推計値		
	平成30年度 令和2年度 令和3年度 令和4				令和5年度	令和6年度	
見込み	574	570	570	341	341	341	
確保策	574	570	570	341	341	341	

### 【確保策の内容】

〇母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券(14 回分)を配布し、受診を勧奨します。

### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が生後4か月までのすべての乳幼児を訪問し、母子の健康管理、育児支援 の情報提供を行います。また、発育発達の観察及び育児に関する指導助言を行う事業 です。

### ■乳児家庭全戸訪問事業

単位:(人/年)

	実績	第二期計画期間における推計値					
	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	
見込み	48	46	44	31	31	31	
確保策	48	46	44	31	31	31	

### 【確保策の内容】

○保健師が訪問し、情報提供や相談対応、具体的な指導助言などを行います。



#### ⑤ 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師・管理栄養士による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

### ■養育支援訪問事業

	実績	第二期計画期間における推計値				
平成 30 年度		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
見込み	0	2	2	2	2	2
確保策	0	2	2	2	2	2

単位:(人/年)

#### 【確保策の内容】

〇保健師・助産師・管理栄養士が訪問し、育児や栄養等の指導助言などを行います。

#### ⑥ 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

保護者の疾病や仕事などにより子どもの養育が一時的に困難になった場合や、育児 不安や育児疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養 護施設等で一時的に預かる事業です。

#### 【確保策の内容】

〇町内には児童養護施設等はありませんが、一時的な預かり等が必要となった場合 は、関係機関と連携を図ります。

### (7) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

一時的に保育を依頼する会員と、一時的に児童を預かる会員が登録し、育児に関して地域住民が相互援助活動を行う事業です。

#### 【確保策の内容】

〇町内では実施しておらず、利用の希望は少数であるため、事業の必要性について 検討します。

### ⑧ 一時預かり事業

### ア 預かり保育事業(幼稚園の預かり保育)

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった在園児を、幼稚園で一時的に預かる事業です。

### ■一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)

	実績	実績 第二期計画期間における推計値				
平成 30 年度		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
見込み	513	690	682	245	120	0
確保策	513	690	682	245	120	0

単位:(日/年)

単位:(日/年)

### 【確保策の内容】

○幼稚園の延長保育として実施します。

### イ 一時預かり事業(保育所(園)の預かり保育)

保育所等を利用していない子どもに対して、保育所(園)で保育を行う事業です。

### ■一時預かり事業(保育所(園)の預かり保育)

	実績	実績 第二期計画期間における推計値				
	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
見込み	225	133	131	100	100	100
確保策	225	133	131	100	100	100

#### 【確保策の内容】

○保育所における一時預かり事業として実施します。

### ⑨ 延長保育事業 (時間外保育事業)

保育認定を受けた子どもの通常の利用時間以外に保育所(園)で保育を行う事業です。

単位:(人/日)

### ■延長保育事業(時間外保育事業)

	実績	第二期計画期間における推計値				
	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
見込み	4	16	15	25	25	25
確保策	4	16	15	25	25	25

### 【確保策の内容】

○通常の利用時間を超える延長保育は、これまでどおり保育所で実施します。

### ⑩ 病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

### 【確保策の内容】

○田川市で実施している事業について、広域利用協定を締結し実施します。

### ① 学童保育(放課後健全育成事業)

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

### ■学童保育(低学年)

単位:(人/日)

		実績		第二期計画	画期間におけ	ける推計値	
		平成 30	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
1 年 井	見込み	33	41	41	37	37	37
1 年生	確保策	33	41	41	37	37	37
0.年出	見込み	58	41	40	26	26	26
2年生	確保策	58	41	40	26	26	26
3年生	見込み	44	35	34	27	27	27
3年生	確保策	44	35	34	27	27	27
低学年	見込み	135	117	115	90	90	90
計	確保策	135	117	115	90	90	90

### ■学童保育(高学年)

単位:(人/日)

		実績	第二期計画期間における推計値				
		平成 30	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
4年生	見込み	44	27	27	27	27	27
4 年生	確保策	44	27	27	27	27	27
5年生	見込み	21	18	18	16	16	16
5年生	確保策	21	18	18	16	16	16
6年生	見込み	18	12	12	17	17	17
0年生	確保策	18	12	12	17	17	17
高学年	見込み	83	57	57	60	60	60
計	確保策	83	57	57	60	60	60

### 【確保策の内容】

〇学童保育は町内3か所で実施していきます。また、小学生が放課後等を安全に過ごすことができるよう、放課後児童支援員の配置を含め、「放課後子ども総合プラン」に基づいた放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の一体的な又は連携した実施を検討します。なお、小学校の統廃合に際して、学童保育としての協議・検討を行います。

### ② 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、対応について検討します。

### ③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な 事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業 です。

今後、対応について検討します。

### 第6章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制と地域の役割

本計画の推進にあたって、普段から添田町内外の関係機関と連携して総合的な施 策に取り組むとともに、保育所、幼稚園、小学校等の「保育・教育」機関、事業所、 住民と連携して、様々な意見を取り入れる機会を確保しながら進めてきました。

また、添田町では、今後も地域住民・団体に向けて、子ども・子育て支援について深い理解と協力をお願いし、そうした地域ぐるみの子ども・子育てへの取り組みに協調・連携しながら、支援していく体制を構築していきます。

### 2. 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況及び事業の成果について、計画年度毎の定期的な 点検・評価を実施し、評価に基づいて事業の改善を進めていきます。

その際、「添田町子ども・子育て会議」を定期的に開催し、点検・評価について検討・意見聴取を行っていきます。加えて、子ども・子育てを取り巻く社会状況に大きな変動や新たな課題が発生した場合は、必要に応じてアンケート・ヒアリング等による住民意見の聴取や不定期の「添田町子ども・子育て会議」の開催等によって、事業の調整・充実に向けて取り組んでいきます。

### 3. 計画推進における成果指標・目標の設定

第二期計画最終年度において、計画の実施状況を把握・評価することで、施策の推進における課題等を明らかにし、より効果的な推進につなげていくため、目標及び施策について可能な範囲で成果指標と目標値を設定します。

基本目標	基本施策	成果指標	現状値	目標値 (令和5年度)
1		乳幼児健康診査の受診率		
子育ち・子育	1 妊娠・出産・育児の 切れ目のない支援	(4か月児) (7か月児) (12か月児) (1歳6か月児) (3歳児)	92.3% 94.7% 92.2% 95.1% 96.6% (平成 30 年度)	100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0%
て   を 	2 子育て相談支援・ 情報提供の充実	生後4か月までの乳幼児のいる 家庭への訪問実施率	100.0% (平成 30 年度)	100.0%
子育てを実感できるまちづくり	3 乳幼児期の教育・ 保育サービスの 充実	地域子育て支援拠点事業(子育て 支援センター)を「利用している」 保護者の割合	6.5% (平成 30 年度)	19.0%
いちづく		子ども家庭総合支援拠点の設置	〇か所 (令和元年度)	1か所
l Ú	4 児童虐待防止など 要支援児童対策	「子育てに不安や負担を感じる」 保護者の割合 (就学前児童) (小学生児童)	55.4% 65.8% (平成 30 年度)	現状値からの 減少
	5 特別な支援を必要 とする子どもと家 庭への支援	障がい児の受け入れを行う施設 (保育所) (学童保育所)	5か所 2か所 (令和元年度)	5か所 3か所
	6 子育てと仕事の 両立支援	育児休業を「取得した(取得中)」 保護者の割合 (就学前児童・母親) (就学前児童・父親)	32.8% 0.5% (平成 30 年度)	50.0% 13.0%

基本目標	基本施策	成果指標	現状値	目標値 (令和5年度)
2	1 子どもたちの心身 の健康づくり	朝食を「食べていない」小学生 児童の割合	2.8% (平成 30 年度)	0.0%
ともの笑顔	2 豊かな心と生きる カを育む教育の 充実	地域活動に「参加したことがあ る」小学生児童の割合	57.2% (平成 30 年度)	71.0%
子どもの笑顔があふれるまちづくり	3 子どもの育ちを支 援する活動の場の	近くに安心して遊べる場所が「ある」小学生児童の割合	40.1% (平成 30 年度)	55.0%
	た実 充実	児童館利用者数 (累計)	5,003 名 (平成 30 年度)	5,100名
Ŋ	4 子どもの人権を 守る環境づくり	スクールソーシャルワーカーの 配置数	1名 (令和元年度)	1名
3 ま地		青色防犯パトロール協力団体数 (累計)	1 団体 (令和元年度)	2団体
まちづくり地域で子ども・子	<ul><li>1 地域ぐるみで行う 子ども・子育て 支援</li></ul>	「子育てを行う上で周囲の人から支えてもらっている」保護者の割合 (就学前児童) (小学生児童)	67.7% 65.8% (平成 30 年度)	100.0% 100.0%
子育てを支える	2 安心して子育て できる生活環境の 整備	町の子育て環境や支援について 満足度が4以上の保護者の割合 (就学前児童) (小学生児童)	24.7% 13.1% (平成 30 年度)	現状値からの 増加

### 資料

### 1. 添田町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 9 日 添田町条例第 19 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項 の規定に基づき、添田町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

- 第3条 会議は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者
- (3) 保育関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。 (委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会に諮って定める。 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 添田町子ども・子育て会議の構成委員

選出区分		氏	名		団体及び役職名	備	考
	加	耒	真	洋	小学校PTA代表 (添田小学校)		
子どもの保護者	畠	田	未	来	保育園保護者代表(聖光保育園)		
	渡	邉	淳		学童保育所保護者代表 (落合学童保育所)		
子ども・子育て	照	瀬	保	道	添田町青少年育成町民会議会長		
支援に関する関係 団体に属する者	足	<u>1</u>	美智	智子	民生児童委員協議会(主任児童委員)		
保育関係者	井	上	順	昌	私立保育園代表(聖光保育園長)	副组	会長
休月矧沭伯	奥	村	春	美	公立保育園代表(くるみ保育園長)		
教育関係者	益	田	茂		小学校校長会代表(添田小学校長)		
学識経験者	均	E.	圭5	<b></b>	福岡県立大学人間社会学部 公共社会学科准教授	会	長
1 10%小工型人口	安	東	佳刻	哀子	町保健師(保健福祉環境課)		
添田町子ども・子育て会議事務局		局	保健福祉環境課 子育て・障がい者支援係				

### 3. 添田町子ども・子育て会議の開催経過

	開催日	協議内容
第1回	平成 31 年 3 月 1 日	子ども・子育て支援制度の概要について 添田町子ども・子育て支援事業計画について 第二期添田町子ども・子育て支援事業計画策定について ほか
第2回	平成31年3月19日	子ども・子育てニーズ調査結果報告について
第3回	令和元年7月4日	第二期添田町子ども・子育て支援事業計画の素案について (これまでの推移と現状、第二期の量の見込み)
第4回	令和元年9月20日	第二期添田町子ども・子育て支援事業計画の素案について (前回資料の修正、全体素案に関する説明)
第5回	令和元年 11 月 14 日	第二期添田町子ども・子育て支援事業計画の素案について (前回資料の修正、パブリックコメントの実施、町議会への報告)
第6回	令和2年2月4日	パブリックコメントの実施結果について 県への対応状況について ほか

## 4. 用語解説

### 英数字

1号認定	3歳から5歳までの子どものうち、幼稚園・認定こども園で、学校教育を希望する子 どもに対する給付認定。(新制度に移行していない「確認を受けない幼稚園」を除く。)
2号認定	3歳から5歳までの子どものうち、保育の必要性を認める子どもに対する給付認定。
3号認定	O歳から2歳までの子どものうち、保育の必要性を認める子どもに対する給付認定。
3 R	Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3 つのRの総称。リデュースは、ごみを減らすこと。リユースは、物を繰り返し 使うこと。リサイクルは、ごみを資源として再利用すること。
NPO	特定非営利活動法人。営利を目的とせず、その活動目的に賛同する人たちからの寄付やボランティアの協力等の支援を受け、その目的を達成しようとする民間の団体。特定非営利活動促進法(NPO法)は、このような市民団体に法人格を与え、市民活動の発展を促進する目的で平成10年に制定された。NPOはNon Profit Organizationの略。
PTA	父母と先生の会、保護者と教職員の会とも訳される、社会教育法 10 条に拠る 社会教育団体(任意団体)で単位 PTA と呼ばれる学校単位の活動が基本。子 どもたちの健やかな成長のために、保護者と教職員が協力し、連携を深め、お 互いに学びあうための団体。Parent-Teacher Association の略。

### あ行

青色防犯パトロー ル活動	青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール活動。一定の要件を満たし、警察から自動車による自主防犯パトロールを行うことができる旨の証明を受けた団体が、自動車に青色回転灯を装備することができる。
赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。
一般世帯	国勢調査上の世帯の分類。住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を 構えて住んでいる単身者等をいう。

### か行

家庭的保育	保育ママともいう。保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者(保育ママ)が、保育所と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業。
希望出生率	若い世代における、結婚、子どもの数に関する希望がかなうとした場合に想定される出生率。
教育・保育給付	子どものための教育・保育給付。幼稚園や保育園等を利用した場合に、「給付 費」を支給する。
教育・保育給付施 設の確認制度	市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。

教育・保育給付の ための認定制度	教育・保育給付を支給するため、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に 基づき、保育の必要性を認定する仕組み。
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、O~2歳児に保育を提供する事業。 ベビーシッター。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均をとった指標。
交通安全教育指針	交通安全教育指針交通安全教育を行う者の基本的な心構えのほか、教育を受ける者の年齢、心身の発達段階や通行の態様に応じた体系的な交通安全教育の内容及び方法が示されている指針。
コーホート法	過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法。
国勢調査	人口及び世帯に関するデータを調べる全数調査。10年ごとに総務大臣が行い、 その中間の5年目に当たる年には簡易な調査を行うとされている。
子育て世代包括支 援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援 センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービ ス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う機関。
子ども・子育て会議	有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援 当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の 政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組み。国が設置する会議と 地方自治体が設置する会議がある。
子ども・子育て 関連3法	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法)、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律の関係整備法)の3つをいう。
子ども・子育て支 援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度。教育・保育施設を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもの豊かな育成と安心した子育を支援するため、地域の実情に応じて、「量の拡充」と「質の向上」の両面から行う取り組みのこと。
子ども・子育て 支援法	平成 24 年8月に成立した、教育保育の給付等新しい子ども・子育て支援について規定した法律。
子ども・子育てビ ジョン	平成 22 年 1 月に閣議決定した、「子どもが主人公」「社会全体で子育てを支える」等を掲げた大綱。
子どもの貧困	相対的貧困にある 18 歳未満の子どもの存在及び生活状況のこと。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯のことを指し、国の7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われている。
こども 110 番の家	子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、被害を受けたとき、助けを求めることができる、地域住民の家や事業所。子どもを守るボランティア活動の1つ。
子ども会育成会	子ども会や学区等を単位に、子ども会活動を支える保護者や地域の協力者(育成者)で構成され、子ども会活動の円滑な運営を図るための側面的援助と子どもたちのよりよい理解者としての資質を磨くための活動等を行う。

### さ行

サービス評価制度	社会福祉法第78条第1項「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質を評価するなどして、常に良質なサービスを提供するよう努めなければならない」の規定に基づく評価制度。
事業所内保育	主として自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども にも保育を提供する。
次世代育成支援 対策推進法	平成 15 年7月制定。少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健 やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。国や地方自 治体だけでなく一般企業まで次世代育成支援の取り組みが求められた。平成 26 年度までの 10 年間の時限立法だったが、令和7年までに期間が延長された。
施設型給付	市町村が保護者に対し教育・保育施設利用にかかる費用を支給すること。
児童館 (児童厚生施設)	児童福祉法第 40 条に規定する、「児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすること」を目的とする施設。
児童手当	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的 認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等 における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成 長に資することを目的に支給されている手当。
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。
就学援助制度	学校教育法第19条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の規定により実施される援助。
小規模保育	3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育。
少子化社会対策基 本法	少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して 暮らすことのできる社会の実現に寄与すること等を規定した法律。平成 15 年 9月施行。
少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づいて国の基本施策として、「1. (若者の)自立への希望と力」、「2. (子育ての)不安と障壁の除去」「3. 子育ての新たな支え合いと連帯(家族のきずなと地域のきずな)」の、少子化の流れを変えるための3つの視点から、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進するとした。平成16年6月閣議決定。
食育	国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組み。
スクールカウンセ ラー	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等で、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア等を行う。
スクールソーシャ ルワーカー	子どもたちが日々の生活の中で出会ういろいろな困難を、子どもの側に立って 解決するためのサポートシステム及びサポートする人。
青少年育成町民会議	青少年育成の担い手として、青少年や青少年団体への表彰や支援、非行防止やパンフレット・ポスター作成をはじめとする広報啓発活動などの事業を地域の実情に即して実施している。

青少年育成指導員	青少年の指導、育成及び保護や青少年の生活環境の浄化等青少年の健全育成を
	図るため設置されている。
青少年補導員	少年非行等の早期発見補導及びよう保護少年に対する活動や有害環境の排除
	等の非行防止に直結した活動を行う、民間協力者。

### た行

第三者委員会	利害関係の無い第三者による委員会。サービス評価制度における外部評価者。
地域型保育給付	教育・保育施設を対象とする施設型給付に加えて、地域の実情に合わせた子ども・子育て支援のための給付。「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4つがある。
地域子ども・子育 て支援事業	子ども・子育て支援法に規定された、市町村が子どもと子育てを支援するための13事業。
DV(ドメスティッ クバイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。DVはDomestic Violence の略。

### な行

ニッポンー億総活 躍プラン	少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も1億人を維持し、家庭・職場・地域で 誰もが活躍できる社会を目指すことを掲げた内閣府の計画。
認可外保育所	保育所として、都道府県の認可を受けていない保育施設。都道府県知事に届出 の義務があり、福岡県では届出保育施設としている。
認可保育所	保育所として、都道府県の認可を受けている保育施設。
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、教育と保育を提供でき、地域に対して子育て支援機能 を有する施設で、都道府県の認定を受けた教育保育施設。
認定こども園法	小学校就学前の子どもに幼児期の学校教育及び保育並びに保護者に対する子育 て支援の総合的な提供を図る「認定こども園」に関し、その設置及び運営その他 必要な事項を定めた法律。

### は行

発達障害	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年 齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が 対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、 注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。
バリアフリー	障がいのある人が地域の中で通常に暮らせる社会づくりを目指して、障がいのある人の社会参加を困難にしている物理的、制度的、心理的な障壁(バリア)を除去しようとする考え。
ハローワーク	公共職業安定所。職業紹介事業を営む主体として、国によって運営されている。
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭、祖父母による養育家庭等をいう。
ブックスタート事業	家庭における子どもの読書活動の推進を図るきっかけとして、乳幼児への読み 聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す事業。「子どもの読書活動 の推進に関する基本的な計画」(子ども読書活動推進基本計画)に記載がある。

保育所(園)	保育を必要とする乳児(O~2歳)又は幼児(3~5歳)を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設。経営主体が、都道府県、市町村の「公営保育所」とそれ以外の「私営保育所」がある。
放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。
放課後子ども総合 プラン	厚生労働省と文部科学省が共同して、すべての小学校児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ(学童保育)及び放課後子ども教室の計画的な整備をすすめるための計画。
放課後児童支援員	都道府県知事が行う研修を修了した、放課後児童健全育成事業の実施者。従来の放課後児童指導員は、令和2年3月31日までの間に都道府県知事が行う研修を修了する必要がある。
防災行政無線	県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、あわせて、 平常時には一般行政事務に使用できる無線局。
母子・寡婦福祉資金	母子及び父子並びに寡婦福祉法の基づく、都道府県の福祉資金貸し付け事業。
母子保健	母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。

### ま行

メディアリテラシー	メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メ
	ディアを通じてコミュニケーションする能力のこと。

### や行

ユニバーサルデザ	障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、全ての人々が利用しやすいよ
イン	う、都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
幼稚園	学校教育法に基づく、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的する教育施設。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づく、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。

### わ行

ワーク・ライフ・バ	働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動とい
ランス	った「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き
	方のこと。

### 添田町第二期子ども・子育て支援事業計画

令和5年3月

発行・編集 添田町役場 保健福祉環境課 子育て・障がい者支援係 〒824-0691

> 福岡県田川郡添田町大字添田 2151 Tel 0947-82-1232 Fax 0947-82-5508

